

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第三卷 第三號

昭和十七年三月刊行

調査研究

- 農家における初婚者の結婚費用……………岡崎文規(一)
- 支那事變當初年の婚姻數増大原因の分析……………關山直太郎(六)
- 多産者家系調査報告(第二回)……………横田年(二)

彙報

- 人口問題研究所特別懇談會
- 第七十九回帝國議會の協贊を經たる人口問題關係法律——大東亞建設審議會官制の公布
- 國民體力法中改正法律の公布——會社經理統制令及賃金統制令の施行規則中一部改正の件公布——國民醫療法の公布——重要事業場勞務管理令施行規則の公布——國民健康保險法中改正法律の公布——健康保險法中改正法律の公布——所得稅法中改正法律の公布——恩給法中改正法律の公布——食糧管理法の公布

文獻

邦文人口問題關係文獻(二二)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究 第三卷 第三號

調査研究

農家に於ける初婚者の結婚費用

岡崎文規

本研究所では、結婚政策の一基本資料を整備する目的をもつて、初婚者の結婚費用を調査し、すでに東京市および大阪市における調査結果については本誌第二卷第七號(昭和十六年七月)ならびに第三卷第一號(昭和十七年一月)に発表した。さらに農村における初婚者の結婚費用に關する調査結果を整理することが出来たから、その概要を発表することとする。

本調査の要綱はすでに本誌第二卷第十號(昭和十六年十月)に記載されてゐるが、山形、長野、滋賀、廣島および熊本、五縣下における農村について、昭和十六年九月以前の最近の初婚者について結婚費用を調査したのである。これら初婚の夫はいづれも農家における農業者である。各縣とも九

農家における初婚者の結婚費用

ヶ村を選定し、一村において、大體、十五の結婚について調査を行つたのである。しかし長野縣および滋賀縣においては、それぞれ一村づつ調査票を回収することが出来なかつたし、また若干の村から回収した調査票は豫定数の十五よりも少い場合もあつて、結局、回収した調査票の總計は五百九十一であつた。回収した調査票のうち、記入不完全なものを除去し、調査に使用し得た調査票は全部で五百七十九であつた。これを縣別にみると、山形縣の百二十、長野縣の七十、廣島縣の百三十一、熊本縣の百三十二、滋賀縣の百二十六である。

なほここで注意しておきたいことは、これらの初婚者はすべて普通婚姻によるものばかりであつて、入夫婚姻或ひは婿養子婚姻によるものは一切含まれてゐないことである。

二

初婚の夫の平均結婚費用は三百八十四圓四十錢であつて、大阪市の五百十四圓四十錢に較べると、百三十圓少くなつてゐる。しかし農業者におけるこの平均結婚費用も、自作、自作および小作の別によつて、それぞれ差等がある。すなはち自作の四百九十九圓三十錢が最高であり、自作の三百八十五圓八十錢がこれに次ぎ、小作の二百七十一圓八十錢が最も少い。經濟的地位の良好な者ほど多くの結婚費用を支出してゐるものゝ如くである。

次に夫の結婚費用を自己負擔と自己以外の負擔に分けると、全體の平均では結婚費用三百八十四圓四十錢のうち、自己負擔は百五十九圓、自己以外の負擔は二百二十五圓四十錢である。すなはち結婚費用の四割一分四厘が自己負擔であり、五割八分六厘が自己以外の負擔である。大阪市においては、夫の結婚費用のうち、自己負擔は五割四分九厘であるから、結婚費用に對する自己負擔の割合は、都市におけるよりも農村において相當に低くなつてゐる。

しかしこの割合は、自作、自小作および小作の別によつて、差等がある。すなはち夫の結婚費用に對する自己負擔の割合は、自小作における三割五分三厘が最も低く、自作における四割四分四厘がこれに次ぎ、小作における五割七厘が最高である。従つてこの割合の大小は經濟的地位と必ずしも平行するものではない。

次に夫の結婚費用を結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費および世帯を持つに要したる費用に分けて示すと次の如くである。

	實數	百分比
結納金	一一・二〇円	二八・九三%
結婚式費用	六一・三〇	一五・九五
披露宴費用	一一六・六〇	三〇・三三
支度費	八〇・三〇	二〇・八九
世帯を持つに要したる費用	一五・〇〇	三・九〇
合計	三八四・四〇	一〇〇・〇〇

右の表でみると、農家においては、結婚費用のなかで披露宴に支出する費用が最も多く、結婚費用總額の三割強に達してゐる。大阪市においては、披露宴費用は八十五圓四十錢、結婚費用總額に對する割合は一割六分六厘であるから、金額についても、また結婚費用總額に對する比率についても

みるも、披露宴のために支出する農家の出費は著しく大であることがわかる。

披露宴費用に次いで結納金の支出が多く、結婚費用總額に對する割合は二割九分を占めてゐる。これは大阪市における二割八分とほぼ均しい。結婚式費用および支度費の結婚費用總額に對する割合はそれぞれ一割六分および二割一分であつて、大阪市の場合と大同小異である。しかし世帯を持つに要したる費用は、大阪市において九十一圓九十錢（結婚費用總額に對する割合は一割七分九厘）であるに反して、農家においては著しく少く、十五圓（三分九厘）にすぎない。都市生活者は新家庭をもつ場合には相當に多くの世帯用具を準備する必要あるに反して、農家においては、かくの如き出費は極めて少額で足るものとおもはれる。

さらに支出費目別による夫の結婚費用を、自作、自小作および小作別に示すと左の如くである。

	自作		自小作		小作	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
結納金	一五・四〇円	三〇・七%	一一・〇六円	二六・七%	七・三〇円	二二・三%
結婚式費用	六七・三〇	三三・八	三三・三〇	二六・八	五・〇〇	一七・三
披露宴費用	一一五・〇〇	四〇・三	一一九・〇〇	三〇・八	九・四〇	二九・三
支度費	一五九・〇	三三・三	七四・一〇	一八・三	五・〇〇	一〇・七
世帯を持つに要したる費用	二七・〇	三・四	一八・〇	四・九	一一・〇	二・四
合計	四九三・〇	一〇〇・〇	三六八・〇	一〇〇・〇	二七・六〇	一〇〇・〇

結納金の支出割合は自作における三割七厘が最も多く、自小作における二割八分七厘がこれに次ぎ、小作における二割六分五厘が最も少い。従つて結納金は經濟的地位の良好なものほど多く支出してゐることがわかる。結婚式費用、披露宴費用および支度費は、その金額についてみれば、經濟的

地位の良好な者ほど多く支出してゐるが、しかし結婚費用總額に對する割合は、自作たると自小作たると、或ひはまた小作たるとを問はず、その比率には大差がない。ただ世帯を持つに要したる費用にあつては、自作における支出割合は最も少く、また金額においても自小作の十八圓九十錢に對して、自作においては十一圓七十錢にすぎないのである。

三

近來、生活刷新運動に伴ひ、冠婚葬祭費の節減が唱道せられ、すでに或地方においては、結婚を嚴肅に且つ簡素に取り行ふ目的をもつて、結婚費用の節減を實行してゐる。

農家の結婚費用を調査すると同時に、滋賀縣において、謂はゆる新體制下に行はれた結婚の費用を調査したのである。普通の結婚とこの新體制に基く結婚とは、結婚費用ほどの程度の差額があるかを觀察しようとおもふ。いま滋賀縣における普通の夫の結婚費用と、この新體制に基く夫の結婚費用とを示すと左の如くである。

	自作	自小作	小作	合計
結婚納金	一七七六円	一六〇〇円	一三〇〇円	一六〇〇円
結婚式費用	四〇三〇円	三〇〇〇円	二八八〇円	二七〇〇円
披露宴費用	一五二三〇円	三三〇〇〇円	一〇七八〇円	三〇四〇〇円
支度費	一三〇〇〇円	四四〇〇〇円	七三三〇〇円	一四〇〇〇〇円
世帯を持つに要したる費用	一六〇〇〇円	一六〇〇〇円	一〇三〇〇円	三六三〇〇円
合計	五〇〇〇〇円	一六〇〇〇〇円	四二二〇〇〇円	一〇八二〇〇〇円

まづ全體の平均結婚費用をみると、普通の結婚では三百七十七圓七十錢であるが、新體制の結婚では百八十五圓二十錢であつて、百九十二圓五十

農家における初婚者の結婚費用

錢の節減になつてゐる。すなはち前者の結婚費用に對して後者の結婚費用は四割九分に當つてゐる。さらに支出費目別に前者の費用に對する後者の費用の割合を示すと、結婚納金においては五割八分二厘、結婚式費用においては八割一分七厘、披露宴費用においては三割一分九厘、支度費においては四割二分五厘、世帯を持つに要したる費用においては四割七分八厘に當つてゐる。

これで見ると、結婚費用は全體としては半減してゐるが、結婚式費用の節減は殆どその餘地なきものとみえて、僅かに二割弱の減少にすぎない。節減率の最も大なるは披露宴費用であつて、約七割の節減になつてゐる。これに次いで支度費の六割弱の節減も相當に大である。

さらに自作、自小作および小作の別に平均結婚費用の節減状態をみると、自作においては、普通の結婚では五百七圓であるに對して、新體制の結婚では百九十三圓であるから、三百十四圓の節減、前者に對して後者は三割八分一厘に當つてゐる。自小作においては、普通の結婚では、四百十二圓二十錢であるに對して、新體制の結婚では百七十二圓二十錢であるから、二百三十九圓八十錢の節減、前者に對して後者は四割一分八厘に當つてゐる。また小作においては、普通の結婚では二百三十五圓六十錢であるに對して、新體制の結婚では百八十五圓であるから、五十圓六十錢の節減、前者に對して後者は七割八分五厘に當つてゐる。

右の結果で見ると、經濟的地位の良好である者ほど、金額においては勿論のこと、比率においても、結婚費用をより多く節減してゐることがわかる。しかしこの事實からみて、結婚費用の節減に對して經濟的地位の低い者の協力が劣つてゐると速斷することは出来ないであらう。經濟的地位の如何にかかはらず、結婚には一定の經費が必要であつて、その節減には一

定の限度があるであらう。經濟的地位の低い者において、その節減率が比較的に少ないのは、節減すべき餘地がすでに少なかつたがためではなからうか。

四

次に初婚の妻の平均結婚費用は六百七十四圓五十錢であつて、大阪市の五百九十圓五十錢に較べると、八十四圓多くなつてゐる。夫の場合には、大阪市内における平均結婚費用よりも農家における平均結婚費用は百三十圓も少なかつたのであるが、妻の場合には反對の結果を示してゐる。従つて農村における結婚費用は、妻の場合に、その負擔は著しく大であるといひ得るであらう。殊に自作の夫と結婚する妻の平均結婚費用は九百四十四圓に達してゐる。自小作の夫と結婚する妻の平均結婚費用でも六百五十五圓九十錢である。小作の夫と結婚する妻の平均結婚費用は四百四十九圓五十錢であつて、自作の夫と結婚する妻の平均結婚費用に較べると、半額以下になつてゐる。故に自作の夫と結婚する妻は千圓に近い結婚費用を支出しなければならぬのである。

次に妻の結婚費用を自己負擔と自己以外の負擔に分けると、全體の平均では結婚費用六百七十四圓五十錢のうち、自己負擔は僅か四十七圓五十錢、自己以外の負擔は六百二十七圓である。すなはち妻の場合には、結婚費用の自己負擔の割合は僅か七分にすぎず、その九割以上は自己以外の負擔になつてゐる。もつとも大阪市内においても、妻が結婚費用を自ら負擔する割合は二割見當にすぎないが、しかしこれよりもさらに少ないのである。

次に妻の結婚費用を結婚式費用、披露宴費用、支度費および世帯を持つに要したる費用に分けて示すと次の如くである。

	實 數	百 分 比
結婚式費用	三三・四〇 ^円	四・九五%
披露宴費用	五八・四〇	八・六六
支 度 費	五八〇・七〇	八六・〇九
世帯を持つに要したる費用	一一・〇〇	〇・三〇
合 計	六七四・五〇	一〇〇・〇〇

右の表でみると、結婚費用のなかで支度費に支出する費用が最も多く、結婚費用總額の八割六分にも達してゐる。大阪市内においても、妻の結婚費用のなかで最も多くの部分を占めてゐるのは支度費であるが、それは結婚費用總額に對して八割四分九厘であつて、農家におけるよりもやや少くなつてゐる。さらにその金額についてみれば、大阪市内においては五百一圓七十錢であるが、農家においては五百八十八圓七十錢であつて、約八十圓ほど多くなつてゐる。これによつてみれば、妻の結婚費用は、都會においても、また田舎においても、支度費として支出されるものが著しく多いが、特に農家においては妻の支度費におそろしく多くの支出をなしてゐることがわかる。

支度費に次いで披露宴費用の支出が多くなつてゐるが、結婚費用總額に對する割合は僅か八分強に過ぎない。大阪市内における妻の披露宴費用は結婚費用總額に對して七分強であるから、兩者の間に大した差等はない。しかしこの金額は大阪市の四十一圓六十錢に對して農家では五十八圓四十錢であるから、十七圓ほど多くなつてゐる。

結婚式費用は三十三圓四十錢であつて、大阪市内における三十九圓九十錢よりも若干少く、また結婚費用總額に對する割合も、大阪市内においては六分七厘強であるが、農家においては五分弱に過ぎない。

世帯を持つに要したる費用に至つては僅か二圓に過ぎない。大阪市内にお

ける七圓三十錢も大した金額でないが、これの三分の一にも當つてゐないのである。要するに世帯を持つに要したる費用は、妻の結婚費用としては殆ど問題にするに足らないものであるとおもはれる。

さらに支出費目別による妻の結婚費用を、夫の自作、自小作および小作別に示すと左の如くである。

	自作		自小作		小作	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
結婚式費用	四二〇	四・七%	三・五〇	四・〇%	二・七〇	三・〇%
披露宴費用	七五〇	八・三%	五・〇〇	五・六%	四・〇〇	四・五%
支度費	八三四〇	九・三%	五・四五〇	六・〇%	三・七五〇	四・二%
世帯を持つに要したる費用	一・一〇	〇・一四	一・九〇	〇・二	二・九〇	〇・三
合計	九四〇〇	100・00	六五・九〇	100・00	四九・九〇	100・00

結婚式費用および披露宴費用の支出割合は自作よりも自小作、自小作よりも小作と経済的地位の低い夫と結婚する妻において次第に多くなつてゐる。もつとも結婚費用總額に對するその支出割合四分六厘乃至五分九厘であるから、大した差等があるわけではない。右に述べた如く夫の経済的地位が低くなるにつれて、その支出割合は多くなつてゐるが、その金額についてみれば、次第に多くなつてゐるのである。

しかるに支度費の支出割合は小作より自小作、自小作より自作と経済的地位の高い夫と結婚する妻において次第に多くなつてゐる。支度費の支出割合が多くなつてゐるばかりではなく、その金額も著しく多くなつてゐるのであつて、自作の夫と結婚する妻においては、支度費は實に八百二十三圓四十錢に達してゐるのであつて、小作の夫と結婚する妻の支度費三百七十六圓九十錢に較べると、二倍以上も多いのである。

農家における初婚者の結婚費用

五

夫の結婚費用の場合と同様に、妻の場合についても、滋賀縣における普通の結婚費用と新體制に基く結婚費用とを對比すれば左の如くである。

	自作		自小作		小作		合計
	普通	新體制	普通	新體制	普通	新體制	
結婚式費用	三三〇	三三〇	二四〇	二四〇	一五〇	一五〇	三三〇
披露宴費用	六四〇	六四〇	五八〇	五八〇	三三〇	三三〇	六四〇
支度費	一・三六〇	一・三六〇	九四〇	九四〇	五三〇	五三〇	一・三六〇
世帯を持つに要したる費用	—	—	—	—	一・一〇	一・一〇	—
合計	一・四九〇	一・四九〇	一・七六〇	一・七六〇	一・〇一〇	一・〇一〇	一・四九〇

まづ全體の平均結婚費用をみると、普通の結婚では九百六十一圓八十錢であるが、新體制の結婚では四百四圓二十五錢であつて、實に五百五十七圓五十五錢の節減になつてゐる。すなはち前者の結婚費用に對して後者の結婚費用は僅か四割二分に過ぎないのである。さらに支出費目別に前者の費用に對する後者の費用の割合を示すと、結婚式費用においては九割三分七厘、披露宴費用においては四割一分、支度費においては四割であるが、ただ世帯を持つに要したる費用は十三倍に増加してゐる。

これで見ると、結婚費用は全體としては六割の減少であるが、結婚式費用は殆ど減少してゐない。これは夫の場合においても同様である。故に結婚式費用は新體制に基く結婚でも、大體、二十圓見當の支出を必要とするものとおもはれる。節減率の最も大なるは支度費と披露宴費用とであつて、いづれも六割見當の節減になつてゐる。これに反して世帯を持つに要したる費用は、普通の結婚の場合には僅か四十錢であつたが、新體制に基く結婚では五圓四十五錢に激増してゐる。

さらに夫の自作、自小作および小作の別に平均結婚費用の節減状態をみると、自作においては、普通の結婚では千四百五十八圓三十錢であるに對して、新體制の結婚では四百七十一圓であるから、實に九百八十七圓三十錢の節減、前者に對して後者は三割二分三厘に過ぎないのである。自小作においては、普通の結婚では九百九十三圓六十錢であるに對して、新體制の結婚では三百九十一圓であるから、六百二圓六十錢の節減、前者に對して後者は三割九分四厘である。また小作においては、普通の結婚では五百八十二圓であるに對して、新體制の結婚では二百三十七圓五十錢であるから、三百四十四圓五十錢の節減、前者に對して後者は四割八厘に當つてゐる。

右の結果でみると、自作の夫と結婚する妻において節減率が最も多く、自小作の夫と結婚する妻がこれに次ぎ、小作の夫と結婚する妻において、節減率は最も少いことがわかる。しかし經濟的地位別による夫の結婚費用の節減率を説明した場合に一言した如く、小作の夫と結婚する妻の節減率が最も少いの、節減するべき餘地はすでに比較的に少ないためであらうとおもはれる。

支那事變當初年の婚姻數増大

原因の分析

關山直太郎

(一)

大規模の戦争が、婚姻件數や婚姻率に影響を及ぼすことは、容易に想像

し得らるる所であつて、前歐洲大戰時に於ては最も顯著に之が現はれて居り、我が日露戰役に就ても或程度の影響を見るのである。蓋し、戦時には恰も結婚適齡期にある壯丁が大量に動員され、而して戦後には此等の者が概ね一時に復員する爲に外ならない。勿論動員以外にも、戦時には結婚を阻害する因子が少からず存すべく、又之は男子に就てのみならず、女子に就ても或程度云ひ得ることであらう。

ところで普通に婚姻率は、戦時中には低下し、戦後に上昇するものと考へられて居り、事實又左の前歐洲大戰時の例は、典型的に之を證してゐる。

(イ) 結婚數

國別	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九
ドイツ	五三三,000	四〇六,000	二七八,100	二七九,100	三三三,200	三三九,000	八四二,800
フランス (七七縣)	二七〇,900	一六八,900	七五,100	一〇八,100	一六,400	一七八,300	四四七,000
イギリス	三三三,000	三三三,100	四四一,000	三三三,600	三〇三,000	三四四,300	四四〇,900
イタリア	三三三,100	二五二,100	一八五,700	一〇五,900	九六,000	一〇七,100	三三三,100
ベルギー	五四七,000	三七六,000	三三三,000	二八四,000	三〇七,000	四〇七,000	九七,100

(備考) 戦時中英國が餘り減少せず、寧ろ増加せる傾向あるは、一九一五年に未婚男子に對し兵役義務が課されたためと稱せらる。

(ロ) 婚姻率(人口一、〇〇〇に付)

國別	一九〇一	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三二	一九三三
ドイツ	七・八	六・八	四・一	四・一	四・七	五・四	二・三	一・四	二・八	二・二
フランス	七・九	五・一	二・三	三・三	四・九	五・四	一・四	一・六	二・六	九・七
イギリス	七・六	七・九	一〇・二	八・一	七・七	八・六	一〇・〇	一〇・一	八・五	七・八
イタリア	七・七	七・〇	五・一	二・九	三・七	三・〇	八・八	一・四	二・七	?
ベルギー	七・九	五・三	三・三	四・一	四・四	五・九	二・八	一・四	二・八	?

然るに我國の例、例へば日露戦争の時を採つてみれば、戦争勃發の當

初、婚姻率は却て上昇し、その後低下して、戦後に再び上昇の傾向を示した。支那事變は勃發以來四ヶ年を経過し、更に大東亞戦争にまで發展して、いつ終熄するかも判らないため、戦後のことは云へないが、事變勃發當初、殊に最初の三四ヶ月は顯著に増大したのである。然るに同年十二月から減少し始め、十三年を通じて著しく減少をつづけてゐる。尤も昭和十四年以後の婚姻統計は、他の人口動態統計と共に、公表されてゐないために其の後の變動に就ては説明することが出来ない。今、日露戦役の前後及支那事變勃發前後の婚姻率(人口一〇〇〇に付)を掲ぐれば次の如くである。

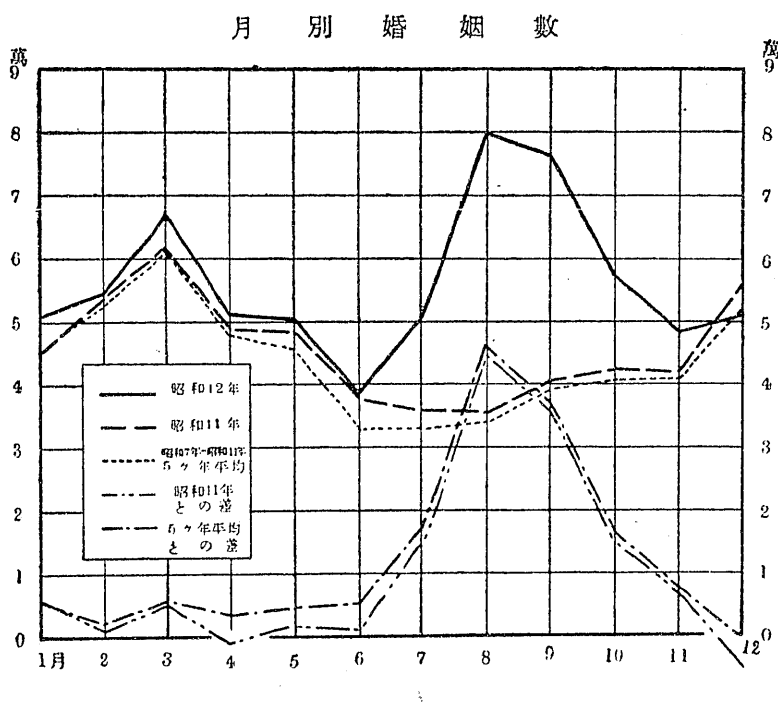
明治三六年	七・九六	昭和九年	七・五二
三七年	× 八・四七	一〇年	八・〇四
三八年	七・三七	一一年	七・八二
三九年	七・三二	× 一二年	九・四七
四〇年	八・八八	一三年	七・四六
四一年	九・三五		

斯く戦争の勃發當初に於て、婚姻率が上昇することは、一見奇異に感ぜらるるが、之は然し戦争の勃發に際して、結婚数が現實に増加したといふよりは、事實上の夫婦關係にあつた應召者及應召適格者の結婚届が、一時に殺到することに原因してゐるものと考へられる。試みに以下之を吟味して見よう。

年次	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和十一年以前	五二三、九六六	四五、二二四	五二、一八〇	六一、一八九	四七、八一九	四五、六五六	三五、〇六二	三三、〇七〇	三四、〇三二	三九、二九一	四〇、六六〇	四〇、七八九	五一、〇〇四
昭和十一年平均	五四九、一一六	四四、七七五	五三、三六三	六一、五七一	五一、九八四	四八、五三〇	三七、四九七	三五、八六五	三五、四六一	四〇、四一五	四二、一六六	四一、九五三	五五、五三六
昭和十二年平均	六七四、五〇〇	五〇、七七七	五四、四三〇	六六、八七二	五一、二二六	五〇、二三三	三八、三七一	三五、〇三三	八〇、〇二〇	七六、一七三	五七、〇六一	四八、四二三	五〇、七五三
昭和十一年と十二年の差増	一二〇、五三四	五、五〇三	二、二五〇	五、六八三	三、三九七	四、五七六	五、三〇九	一七、一六二	四四、九八八	三六、八八二	一六、四〇一	七、六三四	(-) 二五、一
昭和十一年と十二年の差増	一二五、三三四	五、九四二	一、〇六七	五、三〇一	(-) 七、六八	一、七〇二	八七四	一四、三六七	四四、五五九	三五、七五八	一四、八九五	六、四七〇	(-) 四、七八三

支那事變當初年の婚姻數増大原因の分析

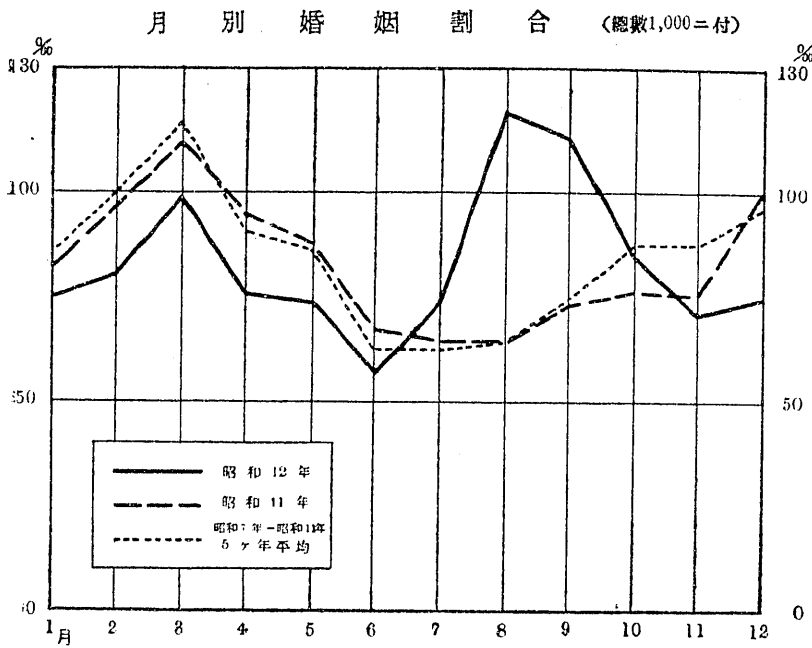
先づ事變前年の昭和十一年及昭和十一年に至る前五ヶ年の平均婚姻數を月別に表示し、之と昭和十二年の月別婚姻數とを比較してみる。



(二)

即ち右に依て明かなる如く、昭和十二年七月から十一月にかけて婚姻數は俄然激増し、前五ヶ年平均に比し總數十五萬件、昭和十一年に比し十二萬五千件を増加してゐる。勿論之には六月以前の増加分（十二月には却て減少してゐる）をも含んでゐるのであるが、七月乃至十一月に於ける増加數のみを見ても、五ヶ年平均に對しては一二四、〇六七件、十一年に對しては一六、〇四九件の増加を示すのである。

由來月別結婚數の割合は年々大なる變動を見ないのであるが、昭和十二



年には後半期に右の様な大増加を見たのであるから、月別割合も左の如き大異常を呈するに至つた。

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和十一年以前五ヶ年平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十一年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十二年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(三)

然らば事變により婚姻數は如何程増加したであらうか。勿論之は推計の外ないが、月別は固より、年々の結婚數が一定してゐない以上、其の推計は甚だ困難である。數十年或は十數年の長期に互つて觀察すれば、結婚數は大體増加の傾向があることが知られるが(明治三十二年乃至昭和十一年の趨勢値は年一%増)、短期間に於ては一定の傾向を現はすことが少ない。例へば昭和七年から十一年の五ヶ年間を見ても、總數は、

年	總數 (件)
昭和七年	五一五、二七〇
八年	四八六、〇五八
九年	五一二、六五四
十年	五五六、七三〇
十一年	五四九、一一六

であつて、不規則に一高一低を示してゐる。然し試みに十一年以前五ヶ年の月別平均數及十一年の月別數と、事變勃發當年の月別數とを對照比較し(前掲表参照)、各月の増減率を算出し、以て事變前後の傾向を觀察してみよう。

五ヶ年平均に對する増加率	二八・七%	一一・二%	四・三%	九・三%	七・一%	一〇・〇%	一六・一%	五一・九%	一三五・一%	九三・九%	四〇・三%	一八・七%	(-) 〇・五%
十一年に對する増加率	二二・八	一三・三	二・〇	八・六	(-) 一・五	三・五	二・三	四〇・一	一二五・七	八八・五	三五・三	一五・四	(-) 八・六

總數 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

之に依れば、昭和十二年は前半期に於ても五ヶ年平均及十一年に對して増加の傾向を示してはゐるが、其の増加率は前者に對しては最高一六・一%、最低四・三%、平均九・三七%、後者に對しては最高一三・三%、最低(一)一・五%、平均四・七四%に止まつてゐる。之に反して後半期の増加率は、前者に對しては最高一三五・一%、最低一八・七%、平均六六・〇%、後者に對しては最高一二五・七%、最低一五・四%(十二月を除く)、平均五九・三%であつて、前半期とは比較にならない。

今、假に昭和十二年後半期、特に事變勃發直後の五ヶ月間が、事變の影響を何らうけざる前半期と同様、前五ヶ年に對して九・三七%の割合を以て(十一年に對して四・七四%としても同じ結果となる)、増加したとすれば、其の數は左の如くであつて、之と實際數との差は大體事變の影響に因る増加數と認むることが出來よう。

昭和十二年七月	推定數	實數	増加數
八月	三七、一四一	八〇、〇二〇	四二、八七九
九月	四二、三三〇	七六、一七三	三三、八四三
十月	四四、一六四	五七、〇六一	一一、八九七
十一月	四三、九四一	四八、四三三	四、四八二
計	二〇五、一四一	三二一、九〇九	一〇六、七六八

即ち右一〇六、七六八件が事變の影響による婚姻の増加數と認められるが、勿論事變勃發以後に於ては、他方に結婚を阻止する事情が少なくないから、之を考慮に入れるときは、事變による結婚の増加數は、前記の計數

支那事變當初年の婚姻數増大原因の分析

次に右の様な結婚事情の變動は、平均婚姻年齢にも影響を與へてゐないだらうか。もし從來長く内縁關係であつた夫婦が、事變勃發を機として届出を勵行したとすれば、多少とも平均婚姻年齢を高めるものと考へられる。仍て試みに昭和十一年と十二年に於て、平均年齢を三階段に分けて掲げてみる。

夫の年齢

昭和十一年	婚姻全體	二〇歳—三九歳	三〇歳—三九歳
十二年	二九・三三	二七・二一	三三・〇一
妻の年齢	二九・四〇	二七・四四	三三・〇一

之に依れば僅少の差は見られるが、大體から云へば、殆ど影響を受けてゐないと云はなければならぬ。

(五)

以上のことからして吾々は次の様な結論を導き出すことが出來よう。

(一) は事變に依る婚姻件數の増加は、其の大部分が届出の勵行促進に外ならぬと云ふことである。一般に實際上の結婚と法律上の結婚(即ち届

(出)の間隔は平均十ヶ月位と看做されてゐるが、事變の勃發により夫婦關係を速かに正式化せんとの氣運が一般に生じ、届出が勵行促進せられたものであらう。即ち昭和十二年の結婚數の中には、普通ならば届出が翌年に廻るべきものが少からず含まれてゐると考へられる。之は同年十二月から翌年にかけて婚姻數が激減してゐることから、容易に想像がつくのである。

(二) は稍、長期に互つて内縁關係にあつた夫婦が、事變勃發を機として、届出をなして正式の夫婦關係に入つた者も、多少存すると認められることである。而して其の結果は婚姻年齢を多少引上げると考へられるに拘はらず、其のことがないのは、實數が比較的に少ないことと、前記の如く一方には届出の促進が行はれて、却て婚姻年齢を引下ぐるの作用がなされ、兩傾向が或程度相殺された結果に外ならないと考へられる。

然らば右(一)の單なる届出の促進と認めらるる數は幾許に上ると推定されるであらうか。先づ之を結婚實數の減少し始めた昭和十二年十二月から翌十三年五月迄(事變發生から十ヶ月目)を、前年の各月に比較してみよう。

	十二年	十三年	差	減
(十一年)		(十二年)		
十一月	五五、五三六	五〇、七五三	四、七八三	
一月	五〇、七一七	四四、五〇一	六、二一六	
二月	五四、四三〇	四八、六五一	五、七七九	
三月	六六、八七二	五六、一八二	一〇、六九〇	
四月	五一、二一六	四六、〇三八	五、一七八	
五月	五〇、三三三	四七、三七二	二、八六〇	
計	三三九、〇〇三	二九三、四九七	三五、五〇六	

即ち單純なる前年比較によつても、十三年前半期は三五、五〇六件の減少を示してゐるのである。もし假に十二年十二月乃至十三年五月に於ても、前年同期が前々年同期に對する様な増加率を以て、やはり増加してゐるものとすれば、同期間の結婚推定數は三四四、五九七件となり、實數との差は五一、一〇〇件に達する。由是觀之、昭和十二年の結婚實數六七四、五〇〇の中、三万五千乃至五万一千は、事變の影響による結婚の増加數と云ふよりも、寧ろ事變の影響によつて、届出が促進されたものと云ふことができよう。

次に第二の問題であるが、特に長期に互つて内縁關係にあつた夫婦が、事變勃發を機として、届出を實行したと認めらるることは、次の如く比較的高年者の婚姻數が目立つて増加してゐることから想像されるのである。既記の如く昭和十一年に對する、昭和十二年の婚姻増加率は、全體としては二二・八%であるが、之を各歲別に見てみると、次の如くであつて、夫は三十歲以上、妻は二十六歲以上に其の率が高いのである。

昭和十一年に對する十二年の婚姻増加率

年齢	夫		妻		
	増加率	年齢	増加率	年齢	
二〇歳	八%	三〇歳	四一%	一五歳	(一)%
二一	一五	三一	二九	一六	二五
二二	一四	三二	三一	一七	三〇
二三	一〇	三三	三三	一八	二七
二四	一六	三四	三六	一九	二八
二五	一九	三五	四六	二〇	二九
二六	二二	三六	五三	二一	三〇
二七	二二	三七	四七	二二	三一

二八 二五 三八 一七 二三 二四 三三 三〇
 二九 二九 三九 二八 二四 二二 三四 三〇

右の増加率を、昭和十一年が昭和十年に對する増加率（三十歳乃至三十
 三歳、三十七歳、三十九歳は減少、三十四歳は一%、三十五歳及三十八歳
 は三%増、三十六歳は同率である）と比較するに、明かに不自然であるこ
 とを觀取することが出來、この不自然さは即ち前記の推測を可能ならしむ
 る所以である。

而して其の増加實數を試みに夫に就て檢出してみれば、

歳	昭和十一年	十二年	差	増
三〇	二五、〇九九	三五、三七九	一〇、二八〇	
三一	一九、四五九	二五、〇〇五	五、五四六	
三二	一五、三七九	二〇、一一八	四、七三九	
三三	一二、七二六	一六、八八三	四、一五七	
三四	一〇、七一九	一四、六〇四	三、八八五	
三五	八、七四六	一二、七五二	四、〇〇六	
三六	七、一八六	一一、〇一一	三、八二五	
三七	六、一六四	九、〇五二	二、八八八	
三八	五、七一五	六、六六七	九五二	
三九	四、六二七	五、九四五	一、三二八	
合計	一一五、八二〇	一五七、四一六	四一、五九六	

となつて、其の増加實數も必ずしも小さくない。尙ほ對照上一般婚姻に
 於ける男女年齢差約五歳を考慮に入れて、二十五歳乃至三十四歳の女子の
 各歳差増を見れば、合計四八、九八一件となり、男子の場合と略、吻合して
 る。而して若し十二年の婚姻が、各歳に就ても全體に於けると同じ様
 に、一二・八%の増加に止まつたとしたら、男子三十歳乃至三十九歳の増加
 數は二六、四〇六人となる。従つて之との差一五、一九〇人は、從來相當期

支那事變當初年の婚姻數増大原因の分析

間内縁關係の儘放置してゐた夫婦が、事變發生を機として届出を實行した
 ものと考へられるのである。但し之は各歳別の月別婚姻數が判明しないた
 め、十一年全體と十二年全體とを比較した結果であるが、もし十二年後半
 期に於ても單に前半期の前年同期に對する一般増加率四・七四%を以て増
 加したに止まると看做したならば（即ち此等高年者の婚姻は主として事變
 發生後に行はれたものと假定す）、男子三十歳乃至三十九歳の婚姻増加數
 は僅かに五、五一〇人に過ぎず、其の差は三六、〇八六人となるのである。
 尤も結婚年齢が年々多少づつ高くなる傾向を考慮に入れば、此等の數は
 若干少く見積られねばなるまい。

以上の考察にしてもし正しむとすれば、昭和十二年の婚姻數六七四、五
 〇〇件中、約四三、〇〇〇件（前記三五、〇〇〇と五一、〇〇〇との平均）は
 單なる届出の促進、即ち普通ならば翌十三年に届出らるべきものが、十二
 年中に早めに届け出られたものと云ふべく、凡そ三一、〇〇〇件（前記二六、
 四〇六と三六、〇八六との平均）は、從來届出を放置してゐた内縁關係の夫
 婦が、事變發生を機として、届出を實行したものと云ふことが出來よう。
 而して十一年に對する十二年の推定増加數は一〇六、〇〇〇であるから、
 前兩者の合計七四、〇〇〇を以てしても、尙ほ約三二、〇〇〇の殘餘を生ず
 るが、之は事變によつて、或は事變にも拘はらず、現實に増加した婚姻數
 と認められるのである。

多産者家系調査報告(第二回)

横 田 年

余は曩に本誌上⁽¹⁾に於て多産者の両親及び子供の出生力に就いて報告したが、其後第二回調査として之等多産者の同胞の出生力を調べたので其の結果を茲に報告する。

前回神奈川県多産者の調査を行つた際、其等の夫妻各、の同胞の内配偶を有し且現存せる者の住所氏名を調査票に記入せしめたのであるが、之に基いて改めて本研究より直接之等の同胞夫妻に對し出生力調査票を送付し昭和十六年八月三十一日現在を以て調査事項を記入せしめた。而して之等の同胞の内約四分の三は神奈川県内に在住し、残りは其他の府縣居住

者であつたが、前者に就いては神奈川県警察部と共同調査の形式により調査票を印刷し、直接本人に宛て送付した調査票に自ら調査事項を記入せしめたる上最寄りの巡査駐在所又は派出所に提出せしめ、之等の調査票を縣警察部の手により取纏めた上本研究所に送付を受けたのである。神奈川県外在住者に對しては直接本人に調査票を送付し自ら記入せしめて本研究所に返送して頂いた。何れの場合に於ても原調査票の同胞の住所氏名の記載不正確の爲本人に届かずして返送されたものが相當あつたが、返送されなかつた分即ち先方に届いたと思はれるものは神奈川県在住者では二四八九あり、此の内回答を得た數一、六三九、回収率六五・八%で、神奈川県外在住者では七六四だけ先方に届き、此の内回答ありし數五五七、即ち回収率七二・九%であつた。兩者を合計すると本人に届いた數三、二五三、内回答數二、一九六、回収率六七・五%である。

二 多産者同胞の初婚年齢

第一表 初婚年齢分布

年齢	多産者の女同胞及男同胞の妻		多産の妻	
	實 數	%	實 數	%
10	2	0.12	—	—
11	1	0.06	—	—
12	3	0.17	—	—
13	8	0.46	8	1.24
14	7	0.40	6	0.93
15	26	1.50	27	4.17
16	63	3.62	56	8.66
17	99	5.70	75	11.59
18	154	8.86	121	18.70
19	207	11.91	97	14.99
20	235	13.52	102	15.77
21	212	12.20	50	7.73
22	226	13.00	50	7.73
23	176	10.13	19	2.94
24	133	7.65	16	2.47
25	85	4.89	6	0.93
26	40	2.30	3	0.46
27	22	1.27	5	0.77
28	14	0.81	1	0.15
29	4	0.23	5	0.77
30	6	0.35	—	—
31	2	0.12	—	—
32	2	0.12	—	—
33	3	0.17	—	—
34	3	0.17	—	—
35	1	0.06	—	—
36	2	0.12	—	—
37	1	0.06	—	—
41	1	0.06	—	—
計	1,738	—	647	—
M ± m	21.43 ± 0.076		19.56 ± 0.104	
r	3.16		2.64	

第二表 妻の初婚年齢別同棲期間別出生力
(nは該當者数を示す)

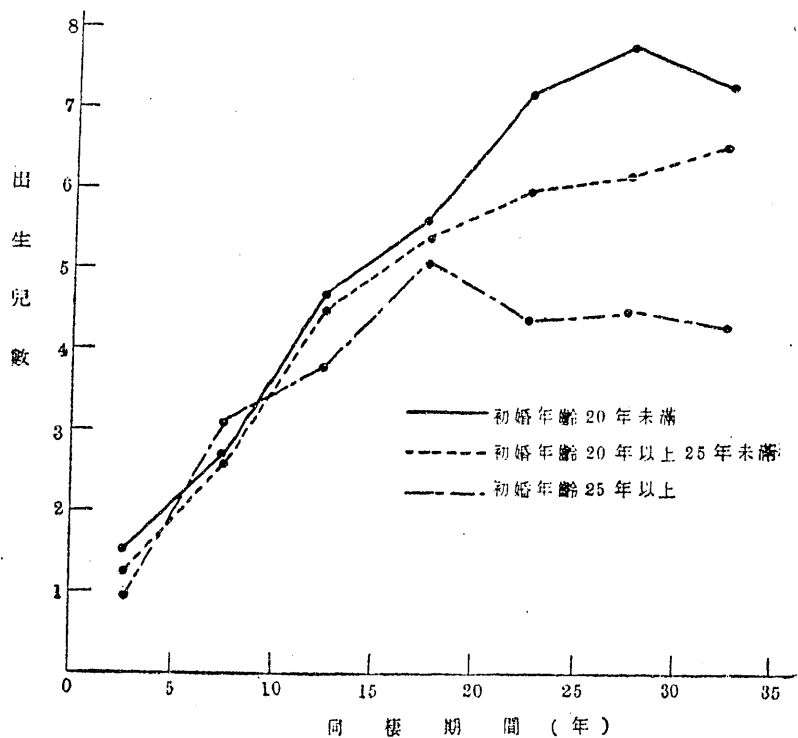
初婚年齢 同棲期間 (年)	20年未満	20年以上25年未満	25年以上
0—5	1.5 ± 0.22 n=6	1.2 ± 0.15 n=27	0.9 ± 0.33 n=9
5—10	2.7 ± 0.26 n=23	2.6 ± 0.15 n=85	3.1 ± 0.43 n=22
10—15	4.7 ± 0.23 n=42	4.5 ± 0.21 n=100	3.8 ± 0.49 n=23
15—20	5.6 ± 0.30 n=77	5.4 ± 0.20 n=181	5.1 ± 0.37 n=28
20—25	7.2 ± 0.30 n=85	6.0 ± 0.11 n=201	4.4 ± 0.39 n=39
25—30	7.8 ± 0.32 n=98	6.2 ± 0.25 n=139	4.5 ± 0.52 n=29
30以上	7.3 ± 0.23 n=238	6.6 ± 0.19 n=249	4.3 ± 0.44 n=36

多産者の男同胞の妻及び女同胞の初婚年齢分布は第一表の如くで、其の平均は二二・四三年である。比較の爲多産の妻の初婚年齢を掲げておいたが、其の平均は一九・五六年で前者は之よりも一・八七年遅れてゐる。此の婚姻年齢の差異は、同胞の一人が十人以上の子を挙げた多産者となり、他が左程多數の出産を爲し得なかつた原因の一部を爲すものである。

之等の同胞の出生力を妻の初婚年齢別並に夫妻の同棲期間別に分類して

三 妻の初婚年齢別同棲期間別出生力

第一圖 初婚年齢別出生速度比較圖



観察したものが第二表であり、之を圖示したものが第一圖である。此の計算の中には死産を除いてある。同棲十年頃迄は何れの初婚年齢階級のものも同様の出生力を示してゐるが、以後同棲期間を増すに従つて晩婚者程出生力の低い事は從來の諸家の出生力調査に見ると同様である。即ち同棲二〇年以上では初婚年齢二〇年未満の者即ち早婚者は平均七・二乃至七・八人を産み、二〇年以上二五年未満婚姻者は平均六・〇乃至六・六人を産み、二五年以上婚姻者即ち晩婚者は平均四・三乃至四・五人を産んでゐる。早婚者の出生力は可成り高い様に見えるが、之を從來の出生力調査就中古屋博士

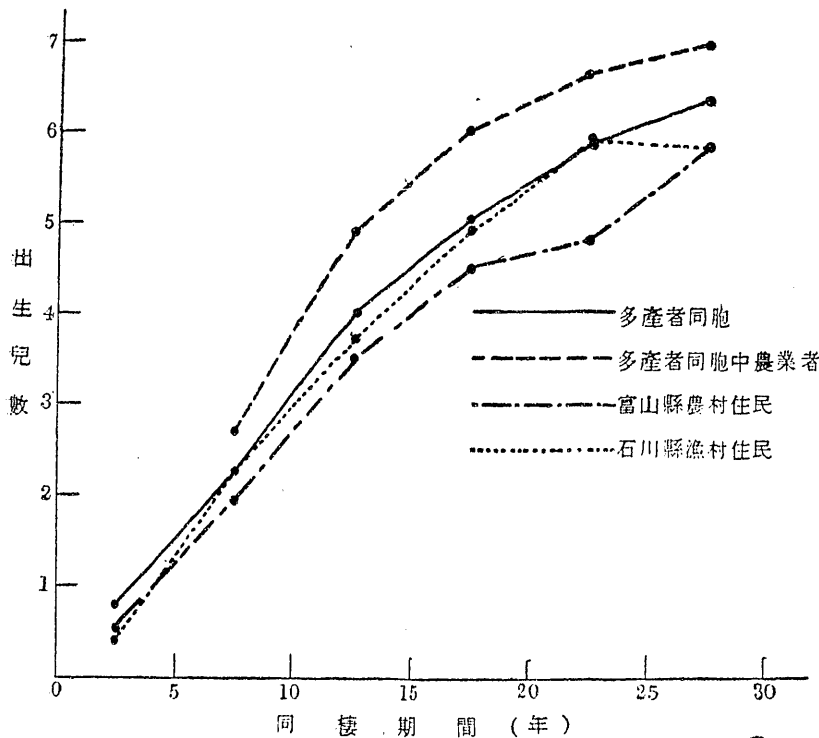
第三表 第一出生速度表(多産者同胞出生力)
(nは該當者数を示す)

第一子出生時の妻の年齢(年)	15—20	20—25	25—30	同棲期間別訂正出生力
0—5	0.57 n=7	0.84±0.14 n=32	0.91±0.19 n=22	0.80
5—10	2.08±0.17 n=13	2.26±0.14 n=78	2.40±0.24 n=42	2.25
10—15	3.83±0.42 n=18	4.18±0.17 n=123	3.73±0.31 n=44	4.02
15—20	5.63±0.34 n=40	5.18±0.16 n=205	3.96±0.28 n=54	5.03
20—25	6.69±0.36 n=45	6.09±0.19 n=180	4.28±0.28 n=69	5.85
25—30	7.35±0.40 n=49	6.42±0.23 n=149	5.07±0.35 n=45	6.34

及其の一門の諸家の出産力調査と比較する爲に、古屋博士に倣つて第一出生速度表を作製した(第三表)。第一出生速度表とは妻の第一子出生時を基準とし、(従つて無兒配偶は含まれない)之より調査時に至る同棲期間別に、又第一子出生時の妻の年齢別に其の平均出生兒数を算出したものである。同表中の同棲期間別訂正出生力とは種々の出産力調査を比較する場各階級により配偶の年齢構成を異にする結果起るべき誤差を除く爲に、偶然的な婚期別の妻の人数により加重されるを避け日本全國の軌近の婚期別の妻の人数の割合(大略0.25:0.25:0.5)と同一の割合を持つと假定して計算したものである。

斯くして作製したものが第三表であるが、此の最後の欄の同棲期間別訂

第二圖 同棲期間別訂正出生力比較圖



第四表 同棲期間別訂正出生力比較

同棲期間(年)	0—5	5—10	10—15	15—20	20—25	25—30
多産者同胞	0.80	2.25	4.02	5.03	5.85	6.34
富山縣農村	0.55	1.94	3.48	4.47	4.77	5.81
石川縣農村	0.51	2.05	3.39	4.87	5.50	5.79
石川縣漁村	0.38	2.24	3.69	4.88	5.92	5.75
石川縣山村	0.35	2.28	3.62	4.62	5.75	5.63
千葉縣教員	0.49	1.77	2.83	3.53	4.06	—
石川縣教員	0.47	1.70	2.86	3.56	3.84	3.94
金澤市市民	0.49	1.75	2.79	3.64	4.19	4.45
女子大卒業生	—	2.02	2.74	3.61	4.06	—

正出生力を矢ヶ崎氏論文より引用したる諸家の出産力調査による訂正出生力比較表と比べたものが第四表である。又、此の多産者同胞の同棲期間別訂正出生力を富山縣農村、石川縣漁村の其れと比較したものが第二圖である。多産者同胞が金澤市民、女子大卒業生、教員等よりも遙かに高い出生力を有するは勿論であるが、同時に北陸地方の農山漁村の住民に比しても大體に於て稍、高く殊に同棲二五年乃至三〇年では相當に凌駕してゐる。

第五表 多産者同胞の内農業者の出生速度
(第一出生速度表)

同棲期間(年)	15—20	20—25	25—30	同棲期間別訂正出生力
0—5	—	—	1.29 ± 0.48 n = 7	—
5—10	2.20 ± 0.33 n = 5	2.88 ± 0.23 n = 26	2.81 ± 0.40 n = 16	2.73
10—15	5.40 ± 0.36 n = 5	4.60 ± 0.22 n = 45	5.15 ± 0.36 n = 13	4.89
15—20	6.78 ± 0.31 n = 9	6.13 ± 0.24 n = 84	4.62 ± 0.40 n = 29	5.96
20—25	7.67 ± 0.46 n = 21	6.61 ± 0.25 n = 89	5.31 ± 0.34 n = 32	6.56
25—30	8.33 ± 0.42 n = 30	6.97 ± 0.28 n = 92	5.37 ± 0.36 n = 27	6.92

多産者家系調査報告(第二回)

第六表 同棲期間25年以上の同胞の初婚年齢別
出生兒數度數分布(百分比)

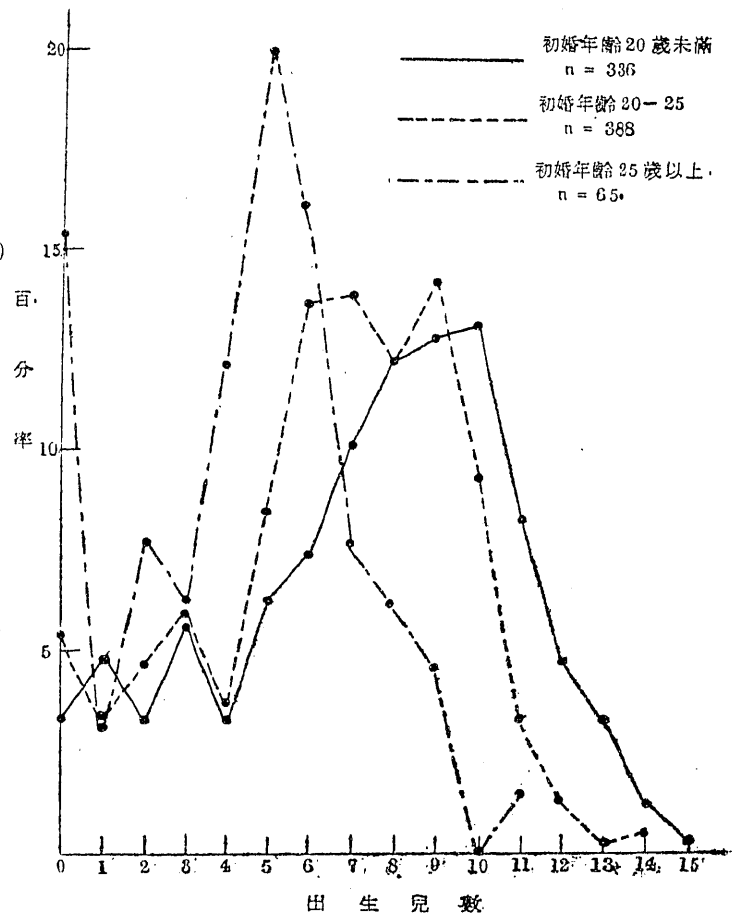
出生兒數 初婚年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
20未滿	3.27	4.76	3.27	5.65	3.27	6.25	7.44	10.12	12.20	12.80	13.10	8.33	4.76	3.27	1.19	0.30
20—25	5.41	3.35	4.64	5.93	3.61	8.51	13.66	13.92	12.11	14.18	9.28	3.35	1.29	0.26	0.52	—
25以上	15.40	3.10	7.69	6.15	12.31	20.00	15.40	7.69	6.15	4.62	—	1.54	—	—	—	—

扱、之等の多産者同胞は各種の職業層を包含してゐるので、此の儘では職業による色々の影響を受けた者が多数存在してゐるから、之を一般農民と比較するには之等の内から農業者のみを選び出して觀察するのが正當かと考へられる。仍て農業者のみに就いて第一出生速度表を作製して見た。(第五表)此の表中の訂正期間別出生力は他の職業層を含むものに比し更に一段と高く、明かに多産者の同胞が相當に高い出産力を有する事を示してゐる。此の關係は第二圖によつても了解出来る。

次に之等の同胞(各種職業者を含む)の内同棲期間二十五年以上の夫婦七八九を初婚年齢二〇未滿、二〇—二五、二五以上の三階級に分け、各々の出生兒數の百分比を計算し(第六表)之を第三圖に比較圖示した。

先づ無子配偶率を見るに初婚年齢二〇歳未滿の夫婦は三・二七%、二〇—二五歳初婚者は五・四一%、二五歳以上初婚者は一五・四〇%である。之を諸家の無兒配偶率と比較するに、同棲二五年以上の

第三圖 初婚年齢別出生兒數度數分布
(百分比)比較圖 (同棲25年以上)



が可成り多産なる事を示してゐる。二〇歳乃至二五歳初婚者では九人の子を有する者最も多く七人、六人、八人が之に次いでゐる。以上觀察した如く同棲期間別、初婚年齢別に出生力を分析しても、出生兒數の分布状態を見ても多産者の同胞は相當に多産なりと言ひ得ると思ふ。併し、誠に遺憾な事には今日迄に本調査の對象と同様に主として神奈川県地方に在住する一般人の出生力に關する廣汎な調査が行はれた事が無いので、本調査の多産者の同胞の出生力を同地域、同職業の一般人よりも特に高いものと斷定する事が出來ない。従つて結論は今後に保留しなければならぬが、府縣別出生率により想像するに神奈川県人が本論文に屢、引用したる北陸地方の人々の出生力に比して一般に高出産力を有してゐるとは考へられないから、本調査の多産者同胞の出生力を一般人よりも稍、高いものと略、推定する事を得よう。

四 多産夫妻男女同胞別出生力

以上の結果により假りに多産素質が遺傳するものと考へた場合、之が伴性遺傳の如き型式を取るや否や、即ち多産の夫の同胞たると多妻の妻の同胞たるとにより其の間に差異があるか又男同胞たると女同胞たるとにより相異を認められるかを檢する爲に、多産の夫の男同胞及女同胞、多産の妻の男同胞及女同胞の四者に分けて各々の同棲期間別出生力を比較した。第七表及第四圖が之であるが之等四者の間に意義ある差異を見出し得ない。

従つて多産者の同胞の無兒配偶率は北陸農民と大體同程度であると言ひ得ると同時に、本調査に於て回収し得た調査票に於て出生兒の無い夫婦が特に集らなかつた様な事實が無く、従つて本調査の資料が著しく偏つたもののみ集つたものではない事の一證左となり得ると思ふ。次に圖によつて初婚年齢二〇歳未満の出生兒數の割合を見るに、一〇人の出生兒を有する者最多數を占め、九人、八人、七人、一人が之に次いで居り、之等の人々

次に之等四群に於て妻の初婚年齢二五歳未満、同棲期間二五年以上のものに就き夫々の出生兒數度數分布(百分比)及平均出生兒數を計算して見た。右の條件の多産の夫の男同胞一六三名の平均出生兒數は六・九五、多産の夫の女同胞(二〇一名)は六・九三、多産の妻の男同胞(一七二名)は六・

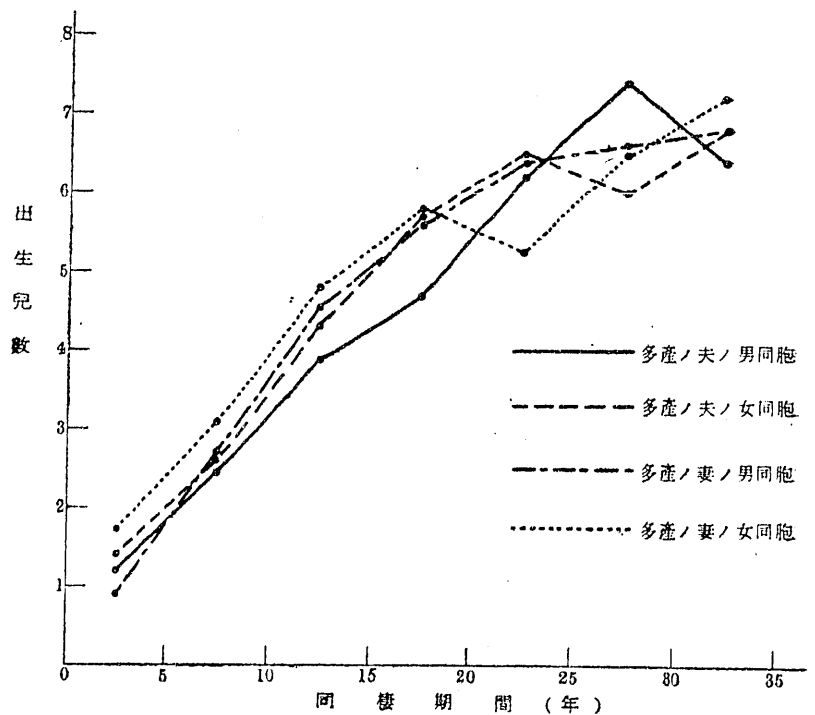
第七表 多産夫妻男女同胞別同棲期間別出生力
(婚姻時を基準とす)

同棲期間(年)	多産の夫の男同胞	多産の夫の女同胞	多産の妻の男同胞	多産の妻の女同胞
0-4	1.20 ± 0.24 n=10	1.37 ± 0.30 n=8	0.90 ± 0.14 n=20	1.75 ± 0.42 n=8
5-9	2.51 ± 0.27 n=41	2.64 ± 0.44 n=14	2.74 ± 0.14 n=66	3.10 ± 0.32 n=21
10-14	3.88 ± 0.31 n=50	4.33 ± 0.45 n=18	4.55 ± 0.25 n=64	4.84 ± 0.30 n=38
15-19	4.73 ± 0.30 n=67	5.69 ± 0.30 n=51	5.57 ± 0.25 n=106	5.80 ± 0.34 n=65
20-24	6.20 ± 0.31 n=97	6.48 ± 0.32 n=73	6.42 ± 0.31 n=99	5.25 ± 0.37 n=63
25-29	7.40 ± 0.39 n=58	6.03 ± 0.35 n=78	6.59 ± 0.36 n=75	6.48 ± 0.46 n=63
30-	6.41 ± 0.32 n=128	6.81 ± 0.25 n=161	6.77 ± 0.29 n=119	7.18 ± 0.28 n=133

九二、多産の妻の女同胞(一八八名)は六・八九で其の間に意義ある差異を認め得ない。第八表及び第五圖、第六圖は夫々の出生兒數度數分布(百分比)を比較したものであるが、四者の間に殆ど有意義の相異が無い様である。唯、多産の夫の男同胞と多産の妻の女同胞のモードが九人であり、多産の妻の男同胞のモードは八人、多産の夫の女同胞では七人となつてゐるが、此のモードの差が何を意味するかを推論するには各々の觀察例が稍、少な過ぎると思はれる。又、何れの度數分布に於ても四子或は五子の處に深

多産者家系調査報告(第二回)

第四圖 多産夫妻男女同胞別出生速度比較圖



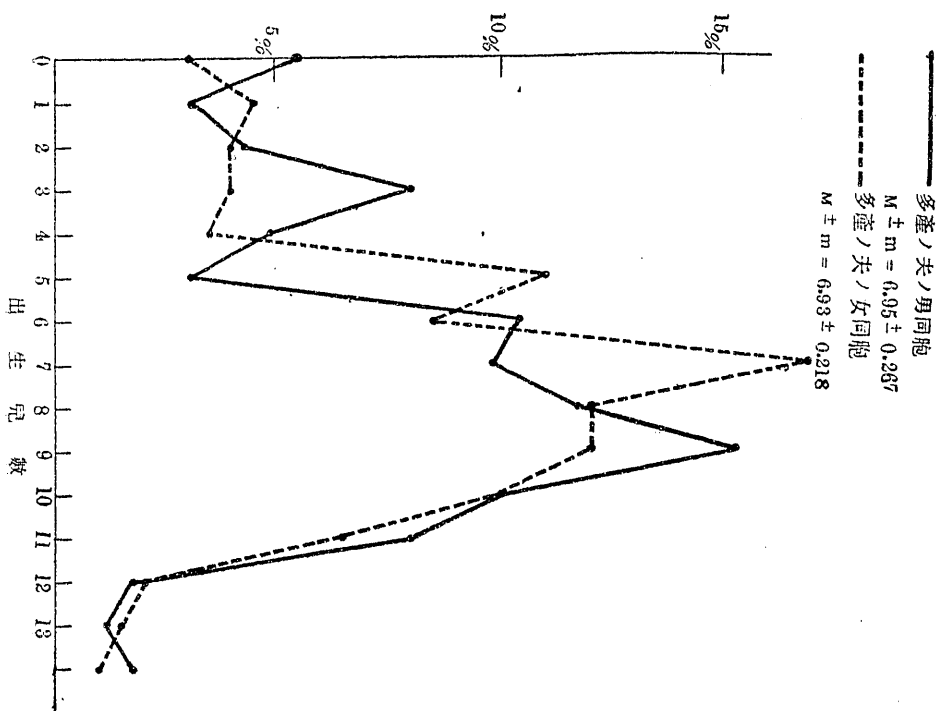
い陥凹があり恰も双峯曲線の如き形状を示してゐるが(○子を除き)、單に觀察例が少い爲の偶然的所産なるやも知れないから茲には其の意義に就いての考察は行はない事とする。

兎に角以上の觀察のみを以てすれば多産夫妻男女同胞別の出生力には意義ある差異を見出し難い。

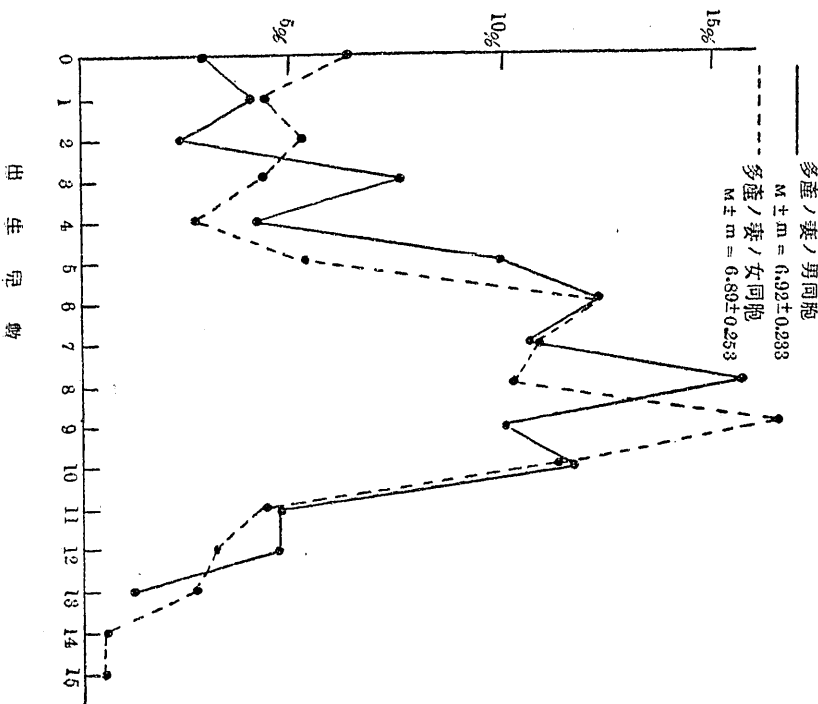
五 總括及考按

余は第一回報告に於て多産夫妻の同胞數を調査せる結果を述べた。而して多産の夫の平均同胞數(夫の兩親の同棲期間滿二十五年以上のもの)は六・三七人、多産の妻の平均同胞數(妻の兩親の同棲期間滿二十五年以上の

第五圖 多産ノ夫ノ男女同胞別出生兒數度數分布(百分比)比較圖
(男同胞ノ妻及女同胞ノ初婚年齡25歳未満同棲25年以上)



第六圖 多産ノ妻ノ男女同胞別出生兒數度數分布(百分比)比較圖
(男同胞ノ妻及女同胞ノ初婚年齡25歳未満、同棲25年以上)



第八表 多産夫妻男女同胞出生兒數度數分布(百分比)

(初婚年齢25歳未満、同棲期間25年以上)

出生兒數	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
多産の夫の男同胞	5.52	3.07	4.29	7.98	4.91	3.07	10.43	9.82	11.66	15.34	10.04	7.98	1.84	1.23	1.84	—
多産の夫の女同胞	2.99	4.48	3.98	3.98	3.48	10.95	8.46	16.92	11.94	11.94	9.95	6.47	1.99	1.49	1.00	—
多産の妻の男同胞	2.91	4.07	2.33	7.56	4.07	9.88	12.21	10.47	15.70	9.88	11.63	4.65	4.65	1.16	—	—
多産の妻の女同胞	6.38	4.26	5.32	4.26	2.66	5.32	12.23	10.61	10.11	16.49	11.17	4.26	3.19	2.66	0.53	0.53

多産者家系調査報告(第二回)

もの)は六・六七人で、之をレンツの方法に従ひ補正すると前者は五・一五人、後者は五・三三人となるから之等は現代の諸家の出産力調査特に北陸農民の出産力に比して劣つてゐると云ふ結論を得た。今茲に省みて調査資料の價値を検討して見よう。本調査の調査票に多産夫妻各の同胞數を記入せしめる際、夫又は妻自身並びに死亡者(生後直ちに死亡した如き者も)を同胞數の中に數ふる様注意したのであるが、(人口問題研究二卷十號六一二頁参照)長子は兎も角、末子に近くなる程自分の同胞中の乳兒死亡者を知らざる場合が屢々存在する。従つて前述の夫妻各の平均同胞數は眞實の値よりも幾分過少に算出されてゐると考へられる。

又レンツの補正法の適用に就いても更に検討する必要があると思はれる。最も重要な點は前回にも述べた様に、茲に得た値が多産者の兩親の多産性を示すや否やを検するには、之が對照として之等の多産者の兩親と生物學的竝に社會的條件(特に年代、地域、職業、經濟狀態)を等しくする一般人の出産力に關する資料を必要とするのである。今日迄多數行はれた諸家の出産力調査に於て地域、年代、職業の明瞭なものは古屋博士及び其の一門の業績以外に存しない。而して本調査の結果を比較する對照として特に北陸地方農民の出産力に關する矢崎氏及高口氏の資料を借用したのであるが、年代と地域を全く異にする點に於て對照として餘り適當でないと思ふ。將來機會あらば神奈川縣に於て同時代の一般人の出産力を調査して比較して見たい。

次に多産の夫の子供數と夫の同胞數との相關竝に多産の妻の子供數と妻の同胞數との相關を計算し、何れも有意の相關を認めなかつたが、多産夫妻の子供の數が總て十人以上に限られて居る點に於て此の相關を計算せんとする事自體が稍無理であつたと考へる。斯くの如き相關は環境的條件に於て能ふ限り一定した材料に基き一般人の子供の數と同胞の數の間に於て檢すべきである。従つて茲に有意の相關を認めなかつたとしても多産素因の遺傳性を否定する根據とはなし得ない。

次に多産者の子供の出産力に就いては一般人と差異を認め得ない結果を得たが、調査票が餘りに複雑になるのを考慮して其の職業、住所、初婚年齢、産兒の出生年月等を調べなかつた爲に、詳細に分析して觀察する事が出来なかつた。従つて此の結果は絶對性のあるものとは言ひ得ない。

以上の如く第一回調査によつては多性素質を證明し得る結論を得られな

かつたが、同時に之を否定する事も出来なかつた。然るに第二回調査即ち多産者の同胞の出産力調査に於て多産の夫の男女同胞、多産の妻の男女同胞何れに於ても相當多産の傾向の存する事を認めた。勿論對照として本調査の資料と同一の環境に於ける一般人の出産力調査が存在しないので決定的の斷定は與へられず、問題の最後の解決は將來に残されてゐる。

多産素質の遺傳の問題に關聯して一般に生殖能力の遺傳に就いても考察を行ふべきであるが、之に就いては稿を改めて記述する豫定である。

稿を終るに臨み、第一回及第二回調査を通じて非常な御援助を賜りし神奈川県警察部職員諸氏就中衛生課及各警察署衛生係の諸氏、特に衛生課長北條光丸氏、衛生主事雅井貞義氏、前衛生主事伊藤健氏に厚く感謝の意を表す。

引用文献

- (1) 横田 人口問題研究 二卷二號 四三頁
- (2) 古屋 醫學統計法の理論と其應用 一三五頁
- (3) 古屋 民族生物學研究 第一輯 一五頁
- (4) 矢ヶ崎 民族生物學研究 第一輯 三六頁
- (5) 同 同 一二七頁

正誤

第二卷第十二號「出生率の地域的差異に關する一考察」一六頁(八)妊娠障礙頻度に關する記述中「惡阻」は「つはり及惡阻」に「輕症惡阻」は「つはり及輕症惡阻」に「重症惡阻」は「惡阻」に訂正す。一二頁下段一行「重症惡阻」は「惡阻」と訂正す。

上州沼田藩人口政策史料

達書

(埋め草)

朝廷御維新の折柄に當り、我等不肖藩任の重きを辱なりし、日夜恐懼にたへざる處、幸に管轄する處盡く舊來の封土にして、何れも累世の恩義を相荷なふ。是我等數々思ふ所なり何れも朝廷御布告の儀を奉體し、上下相話して力を職業に盡し、厚聖主の御仁慈を仰戴すべし。随つて小兒養育の儀は、吾先代獻良院殿初而就行してより以來相繼ぐ所の舊政にして、今猶厚を加ふべき處なれば、重て其教令を示さしむ。何れも厚く相心得合、先代の遺教に基き、永く此地の美俗をなし、戸口繁衍の道を弘むべきもの也。

小兒養育冥加金上納帳

それつらく思ふに、有情の六道四生に輪廻して人界に生をうるもの、寔に龜の浮木の縁逢ふが如し。然るに此邊のあしき風俗にて、無慚放逸成ものは出生の子を産所に於て押殺し、或は墮胎の法をなして失ふもの多し。たましく人體を受けて生れぬるを、情なくも失ふ事鳥類にも劣れるべし、嗚呼鳥獸すらそれく子を育ふ道を知る。況や萬物の精靈たる人間として此心なきは人面獸心歎鋪ならずや。然るに退て其根元を按ずるに、偏に貧きより成るものとす。

是において有位の同志と俱に、小兒養育の資財を調へ、疾癘に納置、其利倍を以て赤子養育の輩へ申下し、この風俗を變せん事を願ふ。各仁慈の志を發し、僧に俗財を投て此供業を成就せば、歳々早く死を遁れ生を得るもの幾人ぞや。

一人死を救ふ事すら功德廣大、況や永年生を完うするもの計難し。然則喜捨の資財は少しにして、生れる所の功德萬劫にして廣からん。

文化十一年甲戌年春季春吉旦

(社會連帶より)

人口問題研究所特別懇談會

本研究所以於ては新假廳舎への移轉後所内の研究報告會の外、所外の關係者との懇談を目的とした研究懇談會を開催することとなつた次第については既報の如くであるが、更に別に所外の學識經驗ある名士を招きその識見を聽くことを目的とする特別懇談會を開催することとし、その第一回として昭和十七年二月二十八日下村宏氏を招き南方事情と對南方方策とを中心議題としてその抱負を聽くところあつた。

尙當日は本研究研究所の外、武井厚生次官、中村人口局長、床次人口局總務課長等の出席があつた。

第七十九回帝國議會の協贊を経たる人口問題關係法律

第七十九回帝國議會に於て協贊を経たる提出法律案中特に人口問題に關係あるものを掲ぐれば左の如くである。

- 國民醫療法
- 國民體力法中改正法律
- 健康保險法中改正法律
- 國民健康保險法中改正法律

食糧管理法

所得稅法中改正法律

恩給法中改正法律

民法中改正法律

大東亞建設審議會官制の公布

大東亞建設に關する重要事項の調査審議機關たることを目的として制定せらるることとなつた大東亞建設審議會の官制は昭和十七年二月二十一日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

大東亞建設審議會官制

(昭和十七年二月二十日 勅令第九十五號)

第一條 大東亞建設審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ大東亞建設ニ關スル重要事項(軍事及外交ニ關スルモノヲ除ク)ヲ調査審議ス

大東亞建設審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 大東亞建設審議會ハ總裁一人及委員四十人以上内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第四條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 總裁ハ會務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣其ノ職務ヲ代理ス

第六條 内閣總理大臣ハ必要ニ依リ大東亞建設審議會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

部會ニ屬スベキ委員ハ總裁之ヲ指名ス

第七條 國務大臣ハ隨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第八條 内閣總理大臣必要アリト認ムルトキハ專門委員其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ開陳セシムルコトヲ得

第九條 大東亞建設審議會ニ專門ノ事項ヲ調査セシムル爲專門委員ヲ置クコトヲ得

專門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ハ當該專門ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第十條 大東亞建設審議會ニ幹事長、幹事及幹事輔佐ヲ置ク

幹事長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事輔佐ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長、幹事及幹事輔佐ハ上司ノ命ヲ承ケ會議事項ニ付調査及立案ヲ掌ル

第十一條 大東亞建設審議會ノ庶務ハ企畫院之ヲ掌ル

幹事輔佐ハ前項ノ庶務ニ參與ス

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外大東亞建設審議會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる國民體力法中改正法律は昭和十七年二月二十一日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法中改正法律

(昭和十七年二月二十日 法律第三十七號)

國民體力法中左ノ通改正ス

第二條中「未成年者」ヲ「年齢二十六年未滿ノ男子及年齢二十年未滿ノ女子」ニ改ム

第三條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ニ掲グル者ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノヲ謂フ

一 未成年者タル被管理者ニ對シ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者)

二 禁治產者タル被管理者ノ後見人

第四條第一項中「年齢二十年ニ達セザルモノ」ヲ「年齢二十六年ニ達セザル男子及年齢二十年ニ達セザル女子」ニ改メ同項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

同條第二項中「前項ノ被管理者」ヲ「前項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(以下第四條第一項ノ被管理者ト稱ス)」ニ改ム

第五條第一項中「前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル」ヲ「第四條第一項ノニ、同條第二項中「被管理者ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スルモノ」ヲ「第四條第一項ノ被管理者」ニ改ム

第六條 第四條第一項ノ被管理者(同條第二項ノ規定ニ依リ義務者アル場合ハ其ノ義務者)ハ被管理者ノ

氏名、生年月日其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ヅベシ但シ命令ヲ以テ定ムル被管理者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ二 地方長官ハ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四條第一項ノ被管理者ニ非ザル者ニ付テモ體力検査ヲ受ケシムルコトヲ得

前項ノ體力検査ハ第五條第二項ノ學校又ハ幼稚園ニ在學又ハ在園スル者ニ關スル場合ヲ除クノ外地方長官之ヲ行フ但シ事宜ニ依リ同條第一項ノ規定ニ準ジ市町村長又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條第二項、第五條第二項、第十條乃至第十二條、第十三條及第十四條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ

體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ關シ、第八條第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要シ又ハ要シタル者ニシテ體力手帳ノ交付ヲ受ケタルモノニ關シ之ヲ準用ス此ノ場合

ニ於テハ第四條第二項、第八條第四項、第十一條又ハ第十二條中保護者トアルハ第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニシテ未成年者又ハ禁治產者タルモノニ付親權ヲ行フ者、後

見人タル者又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノトシ第十三條第一項中第五條第一項トアルハ第六條ノ二第二項トシ第十三條第二項中第五條第一項、第六條トアルハ第六條、第六條ノ二第二項トス

第八條第一項中「被管理者」ヲ「第四條第一項ノ被管理者」ニ同條第三項中「前二項」ヲ「前四項」ニ改メ同

條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ
第四條第一項ノ被管理者ノ體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ

療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ
命令ヲ以テ定ムル體力ニ關スル検査ヲ行フ者體力手帳ノ交付ヲ受ケタル第四條第一項ノ被管理者ヲ検査シタルトキハ其ノ結果ヲ體力手帳ニ記載スベシ醫師

體力手帳ノ交付ヲ受ケタル第四條第一項ノ被管理者ニ付命令ヲ以テ定ムル疾病ニ罹レルモノト診斷シタルトキ亦同ジ
第九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

國民體力管理醫ハ其ノ職務ノ執行ニ當リテハ國民體力ノ向上ニ關スル國策ノ遂行ニ努ムルヲ旨トスベシ

第十一條及第十二條第一項中「體力検査」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル體力ニ關スル検査又ハ他ノ法令ニ依リ醫師ヨリノ患者診斷ノ届出」ヲ加フ

第十二條ノ二 主務大臣又ハ地方長官ハ體力検査ニ基キ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ公共團體其ノ他ノ法人又ハ團體ニ對シ體力向上ニ關シ處置又ハ施設ヲ爲スコトヲ指示スルコトヲ得

第十三條第一項中「第十條乃至前條」ヲ「第十條乃至第十二條」ニ、同條第二項中「第八條第一項第二項及第十條乃至前條」ヲ「第八條第一項乃至第四項及第十條乃至第十二條」ニ改ム
第十四條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依

ル地方長官ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保
健所ノ長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第十五條第一號中「第五條第一項但書ノ規定ニ依ル地
方長官ノ命令」ヲ「第五條第一項但書ノ規定（第六條ノ

第二項但書ノ規定ニ依リ準ズル場合ヲ含ム）ニ依ル
命令」ニ改メ同條第二號中「被管理者、保護者又ハ第四

條第二項但書ノ規定ニ依ル義務者」ヲ「被管理者（第六
條ノ第二項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要

スル者ヲ含ム）、保護者（第六條ノ第二項ノ規定ニ依
リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニシテ未成年者又

ハ禁治産者タルモノニ付親權ヲ行フ者、後見人タル者
又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ニシテ本法施行地内ニ居住

地ヲ有スルモノヲ含ム）又ハ第四條第二項但書ノ規定
（第六條ノ第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）

ニ依ル義務者」ニ改ム

第十六條第一號中「第四條第二項ノ規定」ノ下ニ「（第六
條ノ第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）」ヲ、

「被管理者」ノ下ニ「（第六條ノ第二項ノ規定ニ依リ體
力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ヲ含ム）」ヲ加フ

附則第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第八條第一項ノ規定ハ第二條ノ規定ニ該當スル者ニ
シテ前項ノ規定ニ依リ被管理者タラザルモノノ中命

令ヲ以テ定ムル者ガ體力検査ヲ受ケタル場合ニ之ヲ
準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕
昭和十五年四月八日法律第百五號國民體力法抄錄
第二條 本法ニ於テ被管理者ト稱スルハ本法施行地

内ニ居住地（一定ノ居住地ナキ者ニ付テハ命令ヲ
以テ定ムル地トス以下之ニ同ジ）ヲ有スル帝國臣
民タル未成年者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザル
モノヲ謂フ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セ
ザル者及歸休下士官兵ヲ除ク）又ハ戰時若ハ事

變ニ際シ召集中ノモノ
二 陸海軍ノ學生生徒

三 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者

第三條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ被管理者ニ對
シ親權ヲ行フ者（親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人

又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者）ニシテ本法施行地内
ニ居住地ヲ有スルモノヲ謂フ

第四條 被管理者ニシテ其ノ年十一月三十日ニ於テ
年齡二十年ニ達セザルモノハ本法ノ定ムル所ニ依

リ體力検査ヲ受クルコトヲ要ス

保護者ハ前項ノ被管理者ヲシテ體力検査ヲ受ケシ
ムル義務ヲ負フ但シ被管理者ヲ教育、監護又ハ使

用ノ目的ヲ以テ寄寓セシムル者アル場合ハ其ノ者
ニ於テ其ノ義務ヲ負フ

第五條 市町村長ハ前條第一項ノ規定ニ依リ體力檢
查ヲ受クルコトヲ要スル被管理者ニシテ其ノ市町

村内ニ居住地ヲ有スルモノノ體力検査ヲ行フベシ
但シ事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ

管理人ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヨリ
體力検査ヲ行フコトヲ命ゼラレタルモノハ其ノ事
務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル被管

理者ニシテ同條前項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受ケ
ルコトヲ要スルモノノ體力検査ヲ行フベシ

勅令ヲ以テ定ムル學校又ハ幼稚園ニ在學又ハ在園
スル被管理者ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ體力
検査ヲ受クルコトヲ要スルモノノ體力検査ハ前項

ノ規定ニ拘ラズ當該學校長又ハ園長之ヲ行フベシ

第六條 第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ハ被管理
者ノ氏名、生年月日其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

ヲ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ヅベシ但シ
前條第二項ノ被管理者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 被管理者體力検査ヲ受ケタルトキハ本人又
ハ保護者ニ對シ體力手帳ヲ交付ス

體力手帳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被管理者若ハ保
護者又ハ被管理者若ハ保護者タリシ者ニ於テ之ヲ

保存シ體力検査其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ之
ヲ提示スベシ

前二項ニ定ムルモノノ外體力手帳ニ關シ必要ナル
事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 國民體力管理醫ハ體力検査ニ於テ被管理者
ヲ檢診シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ

本人又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ對シ
被管理者ノ體力向上ニ關スル指導ヲ爲スベシ

第十一條 地方長官ハ體力検査ニ基キ必要アリト認
ムルトキハ被管理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シ國

又ハ公共團體ノ體力向上施設ノ利用、就業ノ場所
又ハ時間ノ制限、業務ノ變更其ノ他ノ體力向上ニ

關スル指示ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要ア
リト認ムルトキハ被管理者ヲ使用スル者ニ對シテ

モ之ヲ爲スコトヲ得
第十二條 地方長官ハ體力検査ニ基キ必要アリト認
ムルトキハ主務大臣ノ指定スル疾病ニ罹レル被管

理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シ療養ニ關スル處置ヲ命ズルコトヲ得但シ官立ノ學校又ハ公立若ハ私立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校若ハ之ニ準ズベキ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得前項ノ處置ヲ命ゼラレタル者貧困ノ爲其ノ義務ヲ履行スルコト能ハザルトキハ地方長官ハ其ノ者ノ申請ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケシムルコトヲ得

第十三條 國又ハ道府縣ノ事業ニ使用セラルル被管理者ニ關シ第五條第一項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

監獄、矯正院、少年教護院其ノ他勅令ヲ以テ定ムル施設ニ在ル被管理者ニ關シ第四條第二項、第五條第一項、第六條、第八條第一項第二項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付亦前項ニ同ジ

第十四條 被管理者ヲ使用スル者ハ體力検査ノ結果ヲ不當ニ援用シテ被管理者ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第五條第一項但書ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シ體力検査ヲ行ハザル者
- 二 被管理者、保護者又ハ第四條第二項但書ノ規定ニ依ル義務者ノ義務履行ヲ妨ゲタル者

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニシテ被管

理者ヲシテ體力検査ヲ受ケシムル爲必要ナル措置ヲ爲サザルモノ

附則第二項 當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定スルコトヲ得

會社經理統制令及賃金統制令の施行規則中一部改正の件公布

昭和十七年一月閣議決定を見たる家族手當の支給に關する件に就いては本誌前號本欄所報の如くであるが、之に基く會社經理統制令及び賃金統制令の兩施行規則の改正は夫々閉令及び厚生省告示として公布を見るに到つた。之を掲ぐれば次の如くである。

會社經理統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年二月二十八日 閣令 第四號)

會社經理統制令施行規則中左ノ通改正ス

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ

其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

- 一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)
- 二 滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 四 不具發疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

附則 本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十五年十月十日 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄録

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料

月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月

二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十

圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超エザル金額ニ依リ支

給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當

該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト

同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内

ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ

在ル者

四 不具發疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

賃金統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年二月十七日 厚生省告示第七十四號)

賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃

金ニ含マザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十七年四月一日

ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月厚生省告示第三百九號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一、家族手當 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具癡疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以內ニ於テ支給スル手當

〔參照〕

昭和十六年七月二日 厚生省告示第三百九號ハ本號ト同伴ナリ

尙、昭和十六年七月二十六日厚生省告示第三百十三號(賃金統制令第十條第二項ノ賃金ニ含マザル手當指定ノ件)も右趣旨に伴ひ厚生省告示第七十五號として同日付官報を以て告示せられた。

國民醫療法の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民醫療法は昭和十七年二月二十五日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民醫療法(昭和十七年二月十四日法律第七十號)

第一章 總則

第一條 本法ハ國民醫療ノ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ醫療關係者トハ醫師、齒科醫師、保健婦、助産婦及看護婦ヲ謂フ

第二章 醫師及齒科醫師

第三條 醫師及齒科醫師ハ醫療及保健指導ヲ掌リ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス

第四條 醫師又ハ齒科醫師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治産者、准禁治産者、精神病者、聾者、啞者及盲者

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘザルコトアルベシ

一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

二 醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者

三 前二號ニ該當スル者ヲ除クノ外醫事ニ關シ不正ノ行為アリタル者

第七條 厚生省ニ醫籍及齒科醫籍ヲ備ヘ醫師免許及齒科醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス

登錄スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 醫師ニ非ザレバ醫業ヲ、齒科醫師ニ非ザレバ齒科醫業ヲ爲スコトヲ得ズ

醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ齒科專門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中命令ヲ以テ定ムル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 診療ニ從事スル醫師又ハ齒科醫師ハ診療治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

診療又ハ檢案ヲ爲シタル醫師ハ診斷書、檢案書又ハ死産證書ノ交付ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

診察ヲ爲シタル齒科醫師ハ診斷書ノ交付ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 醫師ハ自ら診察セズシテ治療ヲ爲シ、診斷書若ハ處方箋ヲ交付シ又ハ自ら檢案セズシテ檢案書若

ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ズ但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

齒科醫師ハ自ら診察セズシテ治療ヲ爲シ又ハ診斷書若ハ處方箋ヲ交付スルコトヲ得ズ

第十一條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上上必要ナル事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 醫師又ハ齒科醫師診療ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク診療ニ關スル事項ヲ診療録ニ記載スベシ

前項ノ診療録ニシテ病院又ハ診療所ニ依リ爲シタル診療ニ關スルモノハ其ノ病院又ハ診療所ノ管理者ニ於テ、其ノ他ノ診療ニ關スルモノハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ニ於テ五年間之ヲ保存スベシ

第十三條 醫師又ハ齒科醫師醫業又ハ齒科醫業ニ關シ命令ヲ以テ定ムル科名ニ付專門ヲ標榜セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十四條 醫業又ハ齒科醫業ニ關シテハ何人ト雖モ前條ノ規定ニ依ル專門ノ標榜ノ外技能、治療方法、經歷又ハ學位ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ但シ醫師又ハ齒科醫師ノ稱號及命令ヲ以テ定ムル診療科名ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫業又ハ齒科醫業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條 醫師又ハ齒科醫師第五條各號ノ一ニ該當ス

ルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

醫師又ハ齒科醫師第六條各號ノ一ニ該當シ又ハ醫師若ハ齒科醫師タルノ品位ヲ損スル行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業若ハ齒科醫業ヲ停止スルコトアルベシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同ジ

前項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルベシ

第一項ノ取消處分ヲ受ケタル者ニ付第五條第二號ノ原因止ミタルトキ亦同ジ

前項前段ノ規定ニ依リ再免許ヲ受ケタル者主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ第六條第一號又ハ第二號ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ再免許ハ效力ヲ失フ

第一項乃至第三項ノ處分ハ主務大臣之ヲ行フ

第三章 醫師會及齒科醫師會

第十六條 日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ハ醫療及保健指導ノ改良發達ヲ圖リ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ協力スルヲ以テ目的トス

日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ハ法人トス

第十七條 醫師又ハ齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ヲ設立スベシ

醫師又ハ齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ノ會員トス

醫師又ハ齒科醫師ニ非ザルモ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受ケル資格ヲ有スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依

リ之ヲ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ノ會員タ

ラシムルコトヲ得ルモノトス

第十八條 道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本醫師會又ハ日本齒科醫師會ヲ設立スベシ

道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本醫師會又ハ日本齒科醫師會ノ會員トス

第十九條 道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ其ノ會員ヨリ徵收スベキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十條 前四條ニ規定スルモノノ外日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ設立ノ手續、區域、機關、經費ノ負擔及其ノ徵收、監督、會員ノ懲戒其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 醫療等ノ指導及監督

第二十一條 病院、診療所又ハ産院ヲ開設セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クベシ

前項ニ規定スルモノノ外病院、診療所及産院ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫療關係者ト爲リタル者ヲシテ二年以内主務大臣ノ指定スル業務ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ初テ醫療關係者ト爲リタル時ヨリ一年以内ニ之ヲ爲スモノトス

第二十三條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ醫療關係者ニ對シ醫療、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫療關係者ヲシテ醫療、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル事項ノ修習ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫療、助産及看護ノ報酬又ハ醫療關係者ノ受クベキ給與ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ病院、診療所及産院ニ臨檢シ其ノ構造設備又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

第二十七條 本章ニ規定スルモノノ外保健婦、助産婦及看護婦ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 本章ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第五章 日本醫療團

第二十九條 日本醫療團ハ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ則シ醫療ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

日本醫療團ハ法人トス

第三十條 日本醫療團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三十一條 日本醫療團ノ資本金ハ一億圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三十二條 政府ハ一億圓ヲ日本醫療團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第三十三條 第三十一條但書ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有スル病院、診療所又ハ産院ノ設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第三十四條 日本醫療團ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第三十五條 出資者ハ日本醫療團ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十六條 日本醫療團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所ノ所在地
 - 四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項
 - 五 役員及會議ニ關スル事項
 - 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 - 七 醫療債券ノ發行ニ關スル事項
 - 八 會計ニ關スル事項
 - 九 公告ノ方法
- 定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第三十七條 日本醫療團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第三十八條 日本醫療團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ
- 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本醫療團ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十九條 日本醫療團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 日本醫療團ニ非ザル者ハ日本醫療團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第四十一條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ日本醫療團ニ之ヲ準用ス

第四十二條 日本醫療團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

總裁ハ日本醫療團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本醫療團ヲ代表シ副總裁ヲ輔佐シテ日本醫療團ノ業務ヲ掌理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本醫療團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ日本醫療團ノ業務ヲ掌理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ日本醫療團ノ業務ヲ監査ス

第四十三條 總裁、副總裁、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第四十四條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第四十五條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條 日本醫療團ニ參與理事ヲ置キ地方長官ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

參與理事ハ日本醫療團ノ業務ニ參與ス

第四十七條 日本醫療團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第四十八條 日本醫療團ニ顧問若干人ヲ置キ總裁ノ推薦ニ依リ主務大臣之ヲ命ズ

顧問ハ業務ニ關スル重要ナル事項ニ參畫セシム顧問ハ名譽職トス

第四十九條 日本醫療團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 病院、診療所及産院ノ經營
- 二 前號ノ病院、診療所及産院ノ醫療關係者ノ指導及鍊成
- 三 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得

第五十條 日本醫療團病院、診療所又ハ産院ノ設備ノ讓渡又ハ貸付ニ付權原ヲ有スル者ト協議ヲ爲スモ協議調ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ其ノ讓受又ハ借受ニ付決定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前三項ニ規定スルモノノ外決定及之ニ依ル病院、診療所又ハ産院ノ設備ノ讓渡又ハ貸付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前四項ノ規定ハ病院、診療所又ハ産院ノ事業ノ讓渡又ハ貸付ニ之ヲ準用ス

第五十一條 日本醫療團ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル病院、診療所又ハ産院ノ設備又ハ事業ノ代價ニ付テハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五十二條 日本醫療團ハ第四十九條ニ規定スル業務ノ用ニ充ツル爲必要ナル土地、建物其ノ他ノ工作物又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第五十三條 日本醫療團ハ政府ノ拂込ミタル出資金額ノ五倍ヲ限リ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得

第五十四條 醫療債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

醫療債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第五十五條 日本醫療團ハ醫療債券借換ノ爲一時第五十三條ノ制限ニ依ラズ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ醫療債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊醫療債

券ヲ償還スベシ

第五十六條 政府ハ醫療債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第五十七條 醫療債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第五十八條 日本醫療團ニ於テ醫療債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十九條 醫療債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第六十條 醫療債券ノ所有者ハ日本醫療團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辦濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第六十一條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ醫療債券ニ之ヲ準用ス

第六十二條 前九條ニ規定スルモノノ外醫療債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 日本醫療團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第六十四條 日本醫療團ハ拂込ミタル出資金額又ハ第六十三條ノ出資ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超エテ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第六十五條 日本醫療團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第六十六條 日本醫療團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六十七條 日本醫療團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第六十八條 日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ヲ處分スルコトヲ得ズ

第六十九條 日本醫療團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七十條 主務大臣ハ日本醫療團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 主務大臣ハ日本醫療團ニ對シ結核ノ療養其ノ他國民醫療ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第七十二條 總裁、副總裁、理事又ハ監事ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七十三條 政府ハ日本醫療團ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第六章 罰則

第七十四條 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者醫師若ハ齒科醫師又ハ之ニ類

スル名稱ヲ僭稱シタルモノナルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十五條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク

第二十六條ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ洩洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ洩洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第七十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第八條第二項、第九條、第十條、第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタル者
二 第十四條第一項又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ違反シタル者
三 第十四條第二項若ハ第二十一條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者
四 第二十五條ノ規定ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ基キテ爲ス處分又ハ同條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者
五 第二十六條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
六 醫業停止中ノ醫師ニシテ醫業ヲ爲シタルモノ又ハ齒科醫業停止中ノ齒科醫師ニシテ齒科醫業ヲ爲シタルモノ

第七十七條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ

關シ前條第二號、第三號又ハ第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第七十八條 第七十六條第二號乃至第四號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九條 左ノ場合ニ於テハ日本醫藥團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第五章ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
二 第五章ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
三 第五十三條又ハ第五十五條第二項ノ規定ニ違反シ醫療債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
四 第六十五條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第八十條 左ノ場合ニ於テハ日本醫藥團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス
一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
二 第六十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第八十一條 第四十條ノ規定ニ違反シ日本醫藥團又ハ

之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第八十二條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 醫師法及齒科醫師法ハ之ヲ廢止ス但シ同法中郡市區醫師會、道府縣醫師會及日本醫師會並ニ郡市齒科醫師會、道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ定ムル時迄仍其ノ效力ヲ有ス

第八十四條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依リ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受ケタル者ト看做ス醫師法又ハ齒科醫師法ノ施行前醫術開業免狀又ハ齒科醫術開業免狀ヲ得タル者ニ付亦同ジ

第八十五條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

第八十六條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依ル醫籍又ハ齒科醫籍ノ登錄ハ之ヲ本法ニ依ル醫籍又ハ齒科醫籍ノ登錄ト看做ス
第八十七條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依リ爲シタル醫師免許若ハ齒科醫師免許ノ取消ノ處分又ハ醫業若ハ齒科醫業ノ停止ノ處分ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ依リテ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ期間ハ

仍従前ノ例ニ依ル

第八十八條 醫師法又ハ齒科醫師法ノ郡市區醫師會道府縣醫師會及日本醫師會並ニ郡市區醫師會道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ノ權利義務ニシテ第八十三條但書ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時ニ於テ存スルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各本法ノ道府縣醫師會及日本醫師會並ニ道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會之ヲ承繼ス

第八十九條 醫師法若ハ齒科醫師法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第九十條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日本醫療團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第九十一條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ

第九十二條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ日本醫療團總裁ニ引繼グベシ

第九十三條 日本醫療團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第九十四條 結核豫防法中左ノ通改正ス

第七條第一項中「前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所」ノ上ニ「日本醫療團ノ結核療養所又ハ」ヲ加フ

第九十五條 登錄稅法中左ノ通改正ス

第二條ノ二 日本醫療團ガ病院、診療所又ハ產院ノ用ニ供スル不動産ニ關スル權利ノ取得又ハ保存ニ付登記ヲ受クルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ其ノ登

錄稅ノ額ハ不動産價格ノ千分ノ一トス

第六條ノ二中「恩給金庫カ恩給債券ニ付」ヲ「恩給金庫又ハ日本醫療團カ恩給債券又ハ醫療債券ニ付」ニ、「恩給債券又ハ其ノ」ヲ「恩給債券若ハ醫療債券又ハ其ノ」ニ改ム

第十九條第七號中「住宅營團」ノ下ニ「日本醫療團」ヲ「住宅營團法」ノ下ニ「國民醫療法」ヲ加フ

同條第十八號中「又ハ住宅營團」ヲ「住宅營團又ハ日本醫療團」ニ改ム

第九十六條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ四ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ四ノ二 日本醫療團ノ發スル出資證券並ニ國民醫療法第四十九條第一項第一號及第二號ノ業務ニ關スル證書帳簿

〔參照〕 大正八年三月二十法律第二十六號結核豫防法抄録

第六條 主務大臣ハ結核患者ニシテ環境上病毒傳播ノ虞アルモノヲ收容セシムル爲北海道府縣其ノ他必要ト認ムル公共團體ニ對シ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第七條第一項 地方長官ハ環境上病毒傳播ノ虞アル結核患者ニシテ豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

明治二十九年三月二十法律第二十七號登錄稅法抄録

第六條ノ二 恩給金庫カ恩給債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス但シ

第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、農地開發營團、產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會、國民更生金庫、庶民金庫、帝都高速度交通營團、住宅營團、產業設備營團、蠶絲共同施設組合、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商業組合中央會、貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會、造船組合、造船組合聯合會、海運組合、海運組合聯合會、肥料製造業組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸家組合又ハ貸家組合聯合會ニ付恩給金庫法、農地開發法、產業組合法、國民更生金庫法、庶民金庫法、帝都高速度交通營團法、住宅營團法、產業設備營團法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法、造船事業法、海運組合法、重要肥料業統制法、自動車交通事業法又ハ貸家組合法ニ基キテ爲ス登記

十八 國民更生金庫、庶民金庫又ハ住宅營團ノ事務所ノ用ニ供スル不動産ニ關スル登記

明治三十二年三月十法律第五十四號印紙稅法抄録

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス
(左記略ス)

重要事業場勞務管理令施行規則の公布

昭和十七年二月二十八日付官報を以て公布せられた重要事業場勞務管理令施行規則を掲ぐれば以下の如くである。

重要事業場勞務管理令施行規則

(昭和十七年二月二十八日厚生省令第十號)

第一條 重要事業場勞務管理令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ指定シタル重要事業場(以下重要事業場ト稱ス)ノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ其ノ重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル日ヨリ二十日以内ニ令第四條第一項及第十條第一項ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第二條 從業規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ鐵道營業法第二十條及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クベキ事項竝ニ地方鐵道係員職制及軌道係員規程ニ定ムル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 從業者ノ身分、職務及指揮監督ニ關スル事項
- 二 始業及終業ノ時刻、休憩時間、休日竝ニ交替制ニ於ケル就業轉換ニ關スル事項
- 三 早出、殘業及宿直ニ關スル事項
- 四 入場、退場、遅刻及早退ニ關スル事項
- 五 缺勤及休暇ニ關スル事項

- 六 保健衛生ニ關スル事項
- 七 危害豫防ニ關スル事項
- 八 褒賞及懲戒ニ關スル事項
- 九 解雇及退職ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ノ外從業ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ從業規則ニ記載スルコトヲ得

第三條 令第五條第二項ノ許可ノ申請ニハ從業規則ニ依リ得ザル理由竝ニ從業ノ方法及期間ヲ具スベシ

第四條 事業主ノ從業者ニ對シ爲ス指示ガ令第八條若

ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ令第五條第

二項ノ規定ニ依リ受ケタル許可ニ基クモノナルトキ

ハ事業主ハ其ノ旨ヲ從業者ニ明示スベシ

第五條 賃金規則ニハ勞務者ノ賃金ニ關シ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 賃金締切ノ期間竝ニ支拂ノ期日及方法ニ關スル事項
- 二 賃金計算ノ基礎ト爲ルベキ所定就業時間ニ關スル事項
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額ニ關スル事項
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給ノ初給額及最低額ニ關スル事項
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ關スル事項
- 六 手當ヲ支給スルトキハ其ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件ニ關スル事項
- 七 實物給與ヲ爲ストキハ其ノ種類、數量、評價額及給與條件ニ關スル事項

- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法ニ關スル事項
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨ニ關スル事項
- 十 其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

第六條 給料規則ニハ職員ノ給料ニ關シ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 給料締切ノ期間竝ニ支拂ノ期日及方法ニ關スル事項
- 二 基本給料ノ初給額ニ關スル事項
- 三 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件ニ關スル事項
- 四 實物給與ヲ爲ストキハ其ノ種類、數量、評價額及給與條件ニ關スル事項
- 五 給料ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨ニ關スル事項
- 六 其ノ他給料ニ關シ必要ナル事項
- 七 事業主ノ從業者ニ對スル賃金又ハ給料ノ支拂ガ令第十三條若ハ令第十六條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ受ケタル許可ニ基キ賃金規則又ハ給料規則ニ依ラザルモノナルトキハ事業主ハ其ノ旨從業者ニ明示スベシ
- 八 昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 昇給期ニ關スル事項
- 二 昇給條件ニ關スル事項
- 三 一回ノ昇給ノ最高額、最低額及標準額ニ關スル事項
- 四 其ノ他昇給ニ關シ必要ナル事項

第九條 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ

及給與條件ニ關スル事項

ハ賃金規則、給料規則又ハ昇給内規ニ依リ得ザル理由並ニ賃金、給料又ハ昇給ノ額又ハ率及給與條件ヲ具スベシ

第十條 事業主從業者ニ對シ實物給與、賞與又ハ臨時給與ヲ支給セントスルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ從業者ニ對シ物品ノ販賣又ハ其ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ賃金規則又ハ給料規則ニ依ル支給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ許可ノ申請書ハ様式第一號乃至第四號ニ依リ賞與又ハ臨時給與ノ支給ニ關スル申請ニハ個人給與額算出基準ヲ添附スベシ

第十一條 事業主ハ令第十條第一項ノ認可アリタルトキヨリ三十日以内ニ賃金彙帳及給料彙帳ヲ作成シ從業者ノ賃金又ハ給料ヲ記載スベシ但シ日雇入ルル從業者ノ賃金又ハ給料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 賃金統制令施行規則第三十六條乃至第三十九條ノ規定ハ賃金彙帳及給料彙帳ニ付之ヲ準用ス但シ同規則第三十六條第六項及第三十八條中地方長官トアルハ厚生大臣トス

第十三條 事業主ハ毎年十一月末日迄ニ左ノ事項ニ付翌年中ニ於テ實施スベキ計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 職員ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 二 幹部勞務者ノ精神訓練及技能教育ニ關スル事項
- 三 青少年勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 四 一般勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項
- 五 從業者ノ體育ニ關スル事項

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消

シ又ハ事業主ニ對シ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

當該重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル年ニ於テハ第一項ノ認可ヲ受クベキ期限ハ其ノ指定ノ日ヨリ二月以内トス

第十四條 事業主ハ從業者ニシテ青年學校ニ履就スベキモノニ關シ其ノ履就ノ方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル履就方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 事業主從業者ニ食事ヲ給セントスルトキハ其ノ施設ノ概要ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消シ又ハ事業主ニ對シ認可ヲ受ケタル施設ノ概要ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 事業主ハ令第二條ノ指定アリタル日ヨリ三十日以内ニ從業者ニ對スル應急診療方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 厚生大臣ハ常時二百人以上ノ女子從業者ヲ使用スル重要事業場ニ付必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ乳幼児保育ノ施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ事業主ハ從業者ガ作業時間外ニ於テ從業條件其ノ他ニ關シ勞務監理官其ノ他ノ關係官吏ニ面會ヲ求メ、説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ブルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ重要事業場ノ從業者ハ事業主ガ從業條件其ノ他ニ關シ勞務監理官其ノ他ノ關係官吏ニ面會ヲ求メ、説明ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ブルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第二十條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ左ノ官吏ヲ指定ス

- 一 所管勞務監理官タル官吏
- 二 勞務監督官タル官吏
- 三 鑛山監督局ノ鑛務監督官タル官吏

第二十一條 事業主ハ主任勞務擔當者及中央勞務擔當者ニ從業者ニ關スル左ノ事項ヲ擔任セシムベシ

- 一 雇入、解雇其ノ他ノ人事ニ關スル事項
- 二 從業規則ノ制定、變更及運用ニ關スル事項
- 三 賃金、給料及昇給ニ關スル事項
- 四 教養、訓練、體育其ノ他厚生ニ關スル事項
- 五 其ノ他勞務管理上必要ナル事項

第二十二條 事業主ハ令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年中ノ從業者ノ厚生ニ關スル施設ノ計畫ヲ毎年十一月末日迄ニ、計畫實施ノ結果ヲ翌年一月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ

當該重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル年ニ於テハ前項ノ施設ノ計畫ノ報告ノ期限ハ其ノ指定ノ日ヨリ二月以内トス

第二十三條 事業主ハ令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ毎月ノ從業者ノ殘業、遅刻、早退、缺勤及懲戒ノ狀況調ヲ翌月十五日迄ニ所管勞務監理官ニ提出スベシ

前項ノ調書ハ様式第五號乃至第七號ニ依ルベシ

第二十四條 事業主左ノ場合ニ於テハ令第二十一條第

從業者(職務者) 殘業狀況 調

事業場名 _____ 事業主氏名 _____

昭和 _____ 年 _____ 月分

區分	性別		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	計
	男	女	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
就業人員	男	女																																
殘業人員	男	女																																
殘業人員率	男	女																																
殘業延時間	男	女																																
殘業者一人平均殘業時間	男	女																																
殘業時間率	男	女																																
備考																																		

- (記載注意)
- 1 本表ハ適宜必要ニ應ジ職場別ニ作成スルコト
 - 2 本表ハ職員ト勞務者ノ別ニ作成スルコト
 - 3 職員ニ關スル調書ナルトキハ括弧内ノ「勞務者」ヲ抹消シ、勞務者ニ關スル調書ナルトキハ括弧内ノ「職員」ヲ抹消スルコト
 - 4 就業人員ハ當日實際ニ就業セル人員ヲ記載スルコト
 - 5 殘業人員率ハ次式ニ依リ計算スルコト

$$\text{殘業人員率} = \frac{\text{殘業人員}}{\text{就業人員}} \times 100$$
 - 6 殘業時間率ハ次式ニ依リ計算スルコト

$$\text{殘業時間率} = \frac{\text{殘業延時間}}{\text{就業時間} \times \text{就業人員}} \times 100$$
 - 7 本表ノ記載事項ニシテ陸海軍大臣ニ依リ軍用資源秘密トシテ指定セラレタルモノハ記載ノ限ニ在ラザルコト

從業者懲戒状況調

事業場名 _____ 事業主氏名 _____

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 分

懲戒種類 懲戒理由 性別	懲戒		解雇		出勤停止		減給		慰勞休暇制限		譴責		計	
	職	員	勞務者	職	員	勞務者	職	員	勞務者	職	員	勞務者	職	員
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計														
備考														

- (記載注意)
- 懲戒理由ハ從業規則所定ノ事由ニ依リ區別シ記載スルコト
 - 同一人ニ對シ其ノ月ニ於テ二回以上懲罰ヲ科シタルトキハ其ノ回数ニ依リ計上スルコト
 - 懲罰ヲ併科シタルトキハ其ノ重キモノニ付計上スルコト

様式第八號(用紙ノ大サハ日本標準規格A7 縦一七・四釐トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス)

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交附

官 職 氏 名

厚生省廳府縣又ハ鑛山監督局印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

重要事業場勞務管理令第二十一條 厚生大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ重要事業場ノ勞務管理ノ狀況ニ關シ事業主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ重要事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ當該重要事業場ヲ所管スル勞務監督官ヲ除クノ外其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

重要事業場勞務管理令施行規則第二十五條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第八號ニ依ル

(表面)

重要事業場臨檢票

一項ノ規定ニ依リ遲滞ナク地方長官ニ當該事項ノ概況ヲ報告スベシ

一 重要事業場ニ於テ從業者ノ死傷發生シタルトキ

二 重要事業場ニ於テ傳染病發生シタルトキ

三 重要事業場ニ勞働紛議發生シ又ハ其ノ發生ノ虞アリト認ムルトキ

四 從業者ヨリ從業條件其ノ他ニ關シ申入ヲ受ケタルトキ

五 國民徵用令ニ依ル被徵用者ニ關シ傷痕、疾病、死亡、逃走其ノ他長期ニ亘リ從業ヲ爲シ得ザル事故發生シタルトキ

六 從業者ニ減給以上ノ懲戒ヲ加ヘントスルトキ

七 重要事業場ニ於テ不時ノ災害アリタルトキ

八 令又ハ本令ニ基ク厚生大臣ノ命令ニ基キ必要ナル措置ヲ爲シタルトキ

第二十五條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第八號ニ依ル

第二十六條 令及本令ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ提出スル報告書又ハ許可若ハ認可ノ申請書ハ所管勞務監督官ヲ經由シ各正副四通ヲ提出スベシ

第二十七條 本令中地方長官トアルハ鑛業又ハ砂鑛業ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十八條 工場法施行規則第二條、第四條及第二十二條中地方長官トアルハ重要事業場ニ付テハ厚生大臣トス

鑛夫就業扶助規則第五條、第六條第二項、第七條、第七條ノ第二項、同條第三項、第十一條及第十一條ノ第二項中鑛山監督局長トアルハ重要事業場ニ付テハ厚生大臣トス

付テハ厚生大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民健康保健法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民健康保健法中改正法律は昭和十七年二月十一日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民健康保健法中改正法律

(昭和十七年二月二十日)
法律第三十九號

國民健康保險法中左ノ通改正ス

第十一條第二項ヲ削ル

第十一條ノ二 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ選任シ普通國民健康保險組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ設立委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ作り普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

設立委員地方長官ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ三 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタル時ニ成立ス

第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上組合員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條ノ四 保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ五 保險醫又ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ二 第十一條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ普通國民

ルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

健康保險組合ノ理事ヲ命ズ

第四十條ノ二 地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ
法人ニ對シ組合聯合會ニ加入スベキコトヲ命ズルコ
トヲ得

第四十二條中「第十七條、」ノ下ニ「第二十一條、」ヲ加
ヘ「及第三十條乃至第三十七條」ヲ、「第三十條乃至第
三十七條及第四十六條」ニ改ム

第四十六條 主務大臣及地方長官ハ組合又ハ組合ノ事
業ヲ行フ法人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十
一條ノ施設ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費
用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 削除

第五十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ニ依ル訴願又ハ行政訴訟ニ關シテハ組合
ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第五十四條中「ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施
設ヲ爲スモノ」ヲ削ル

第五十四條ノ二 前條ノ許可ヲ受ケ普通國民健康保險
組合ノ事業ヲ行フ法人ニ付其ノ地區内ニ於テ普通國
民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分

ノ一以上其ノ法人ノ社員タル場合ニ於テ地方長官必
要アリト認メ其ノ法人ヲ指定シタルトキハ其ノ地區
内ニ於テ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ
有スル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ總テ被保險者ト爲
ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ
規定ニ依ル被保險者ノ屬スル世帯ノ世帯主ニ關シ之
ヲ準用ス

第五十四條ノ三 主務大臣及地方長官保險給付ニ關シ

必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該
官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムル
コトヲ得

第五十六條ノ二 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故
ナク第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關
シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ
個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務
員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項
ニ同ジ

第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒
ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ
科料ニ處ス

第五十七條第二項ヲ削ル

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年^{四月一}公布法律第六十號國民健康保險
法抄錄

第八條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯
納スル者アル場合ニ於テ組合ノ請求アルトキハ市
町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ
於テハ組合ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交
付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内
ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了
セザルトキハ組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處

分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第一百十一
條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町
村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公
課ニ先ツモノトス

第十一條第二項

組合ハ設定ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十三條

普通國民健康保險組合ニ付其ノ組合員タ
ル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上組合員タル場合
ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シ
タルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者（特別ノ事
由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ハ
總テ組合員ト爲ルモノトス

第二十一條

組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル
爲メノ施設ヲ爲スコトヲ得

一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設

二 健康診斷ニ關スル施設

三 保養ニ關スル施設

四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第三十七條第五項

地方長官必要アリト認ムルトキハ清算方法及財産
處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十二條

第十五條乃至第十七條、第二十六條、
第二十七條、第二十九條第三項、第四項及第三十條
乃至第三十七條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四十三條

主務大臣及地方長官ハ組合若ハ組合ノ
事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及
財産ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、
規約ノ變更ヲ命ジ、其ノ他監督上必要ナル命令又

ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 組合又ハ組合ノ事業ヲ營ム法人ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ

第四十九條 第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ地方社會保險審査會ノ意見ヲ徵シ之ガ處分ヲ爲スベシ

第五十二條 組合ノ爲シタル保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第八條ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ二以上ノ道府縣ニ跨ル組合ニ關スルモノニ在リテハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルモノトス

前項ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

第五十四條 營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第五十七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會第三十七條第五項又ハ第四十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ゲタルトキハ其ノ役員又ハ清算人ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

健康保險法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる健康保險法中改正法律は昭和十七年二月二十一日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法中改正法律(昭和十七年二月二十日法律第三十八號)

健康保險法中左ノ通改正ス

第一條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料、分娩費若ハ出産手當金ノ支給」ヲ「保險給付」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條第一項中「事業主ヨリ」ヲ削ル

第七條第二項中「補給金ヲ支給スル」ヲ「保險給付ヲ爲ス」ニ、「世帯員」ヲ「被扶養者」ニ改ム

第九條ノ二 行政官廳保險給付ニ關シ必要アリト認ム

ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第十二條中「政府」ヲ「國、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ」ニ改ム

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セララル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受ケル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受ケル事業場又ハ工場

三 法人又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解体ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

(ヘ) 物ノ販賣ノ事業

(ト) 金融又ハ保險ノ事業

(チ) 物ノ保管又ハ貸貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業

(ル) 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者トセズ

一 船員保險ノ被保險者(勅令ヲ以テ指定スル者ヲ除ク)

二 一年ノ報酬ガ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル職員

三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ國民健康保險ノ被保險者タル期間ハ之ヲ健康保險ノ被保險者トセズ

第十四條 第十三條ニ規定スル事業所以外ノ事業所事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條第一項中「事業」ヲ「事業所」ニ、同條第二項中「第十三條但書」ヲ「第十三條ノ二」ニ改ム

第十五條ノ二 健康保險ノ被保險者ヲ使用スル事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル第十三條ノ二第一項第二號ニ該當スル者ヲ

包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

第十三條ノ二(第一項第二號ヲ除ク)、第十四條第二項及前條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「工場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十七條第一項中「第十三條及第十五條」ヲ「第十三條、第十五條及第十五條ノ二」ニ、「第十三條但書若ハ第十五條第二項」ヲ「第十三條ノ二、第十五條第二項若ハ第十五條ノ二第二項」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第十八條中「第十三條及第十五條」ヲ「第十三條、第十五條及第十五條ノ二」ニ、「第十三條但書若ハ第十五條第二項」ヲ「第十三條ノ二、第十五條第二項若ハ第十五條ノ二第二項」ニ、「前條第一項」ヲ「前條」ニ改ム

第十九條第一項中「第十五條」ノ下ニ「又ハ第十五條ノ二」ヲ加フ

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第十八條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者ガ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 保險者ハ被保險者及被扶養者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者及被扶養者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十三條ノ二第一項中「被保險者」ヲ「被保險者及被扶養者」ニ、「保險者ノ施設」ヲ「前條ノ施設」ニ改ム

第二十七條乃至第二十九條及第三十五條中「事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第三十條中「第十四條第一項」ノ下ニ「又ハ第十五條ノ二第一項」ヲ加フ

第三十一條中「一事業」ヲ「一又ハ二以上ノ事業所」ニ改ム

第三十三條 削除

第三十七條ノ二 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三條ノ施設ヲ爲スコトヲ命

ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

第四十二條中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第四十二條ノ二 健康保險組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲健康保險組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

健康保險組合聯合會ハ法人トス

健康保險組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ健康保險組合聯合會ニ加入スルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條、第二十三條ノ二、第三十四條、第三十六條乃至第三十九條及第四十一條ノ規定ハ健康保險組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ニ

掲グル療養ノ給付ヲ爲ス

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 病院又ハ診療所ヘノ收容

五 看護

六 移送

前項第四號乃至第六號ノ給付ハ保險者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條ノ二 前條第一項第一號乃至第四號ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及

保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルモノトス此ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ定ムル所ニ依リ一部負擔金ヲ支拂フベシ

第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政官

應之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用

ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四十四條ノ二 療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及

之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ給付ヲ始メタル日

ヨリ起算シ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ療養ノ給

付ヲ爲スモノトス

第四十五條中「一日ニ付」ノ下ニ「職員ニシテ勅令ヲ以

テ定ムルモノニ在リテハ報酬日額ノ百分ノ五十二相當

スル金額ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ」ヲ加フ

第四十六條中「病院」ヲ「病院又ハ診療所」ニ改ム

第四十七條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ

因リ發シタル疾病ニ關シテハ療養ノ爲メ勞務ニ服スル

コト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限

度トス

第四十四條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第四十八條第一項中「前條」ヲ「第四十四條ノ二」ニ改ム

第四十九條第一項中「報酬日額ノ三十日分」ヲ「報酬月

額」ニ改ム

第五十條中「二十圓」ヲ「勅令ヲ以テ定ムル額」ニ改ム

第五十一條

保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容スルコト

ヲ得

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對

シテ支給スベキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十六條第一項中「九十日」ヲ「三月」ニ改ム

第五十七條ノ二 前三條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリ

シ者船員保險ノ被保險者又ハ勅令ヲ以テ定ムル者ト

爲リタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

第五十九條ノ二 第一條第二項ノ保險給付ニ關シ其ノ

種類、範圍其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條中「傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザ

ル」ヲ「保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザル」ニ改ム

第六十二條第二項中「病院、病舎又ハ療養所ニ收容セ

ラレタル者ニ對シテハ」ヲ「療養費ノ支給又ハ療養アリ

タルトキハ其ノ限度ニ於テ」ニ改ム

同條第四項中「補給金ヲ支給スル」ヲ「保險給付ヲ爲ス」

ニ改ム

第六十三條中「之ニ支給スベキ傷病手當金ノ一部ヲ支

給セサル」ヲ「之ニ爲スベキ保險給付ノ一部ヲ爲サザ

ル」ニ改ム

第六十九條ノ二第一項中「世帯員」ヲ「被扶養者」ニ、同

條第二項中「補給金」ヲ「保險給付」ニ改ム

第六十九條ノ三 保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本章

ニ規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他

ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ健康保險事業

ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

第七十二條但書中「第二十條」ノ上ニ「第十五條ノ二又

ハ」ヲ加フ

第七十四條第一項中「一日ニ付報酬日額」ヲ「一月ニ付

報酬月額」ニ改メ同項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ被保險者タル資格ヲ喪失シタル月ニ於テ被保險

者タル資格ヲ取得シタル者及第十五條ノ二又ハ第二

十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十六條中「其ノ期間」ノ上ニ「勅令ノ定ムル所ニ依

リ」ヲ加フ

第八十四條ノ二 第八十一條及前條ノ規定ニ依ル訴訟

又ハ行政訴訟ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳

ト看做ス

第八十七條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク

第九條ノ二ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シ

タル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘

密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以

下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務

員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項

ニ同ジ

第九條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨

ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ

處ス

正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ

質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ

其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以

下ノ罰金ニ處ス

第九十條第一項中「健康保險組合」ノ下ニ「及健康保險

組合聯合會」ヲ、「第三十七條」ノ下ニ「(第四十二條ノ

二第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

職員健康保險法ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保險ノ保險給付及保險料

其ノ他ノ徵收金ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保險組合ハ

同規定施行ノ日ヨリ健康保險組合ト爲リ職員健康保險

組合ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タリシ者ニシテ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノノ受クル健康保險ノ保險給付ニ關シテハ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者タリシ期間健康保險ノ被保險者トシテ期間ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ保險給付ヲ受ケタル期間ハ健康保險ノ被保險者トシテ之ニ相當スル保險給付ヲ受ケタル期間ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保險ノ保險給付及徴收金ニ關シテハ健康保險ノ被保險者タリシ者ト看做シ其ノ者ガ職員健康保險ノ被保險者トシテ受ケタル保險給付ハ健康保險ノ被保險者トシテ受ケタル之ニ相當スル保險給付ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル
前六項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
勞働者年金保險法中左ノ通改正ス

第十六條及第十八條中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十七條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號及第十四號ヲ削ル

二 健康保險法第十三條ノ事業所以外ノ事業所ニ使用セラルル者

第十八條中第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 前條第一項第二號ノ事業所ト爲ルニ至リタル

トキ

第二十四條第三項、第三十二條第二項及第三十七條第二項中「工場、事業場若ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム
〔參照〕

大正十一年四月二十日法律第七十號健康保險法抄錄
第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手当金、埋葬料、分娩費若ハ出産手当金ノ支給ヲ爲スモノトス

保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下世帯員ト稱ス）ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ要シタル費用ニ付補給金ヲ支給スルコトヲ得
第二條第一項

本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ補給金ヲ支給スル場合ニ於テハ世帯員又ハ世帯員タリシ者ノ戶籍ニ關シ之ヲ準用ス

第十二條 政府ノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者ト

ス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ、一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員及職員健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場
三 左ニ掲グル事業ニシテ常時五人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
(ハ) 電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生若ハ傳導ノ事業

(ニ) 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
(ホ) (三)ニ掲グルモノヲ除クノ外貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

(ヘ) 貨物積卸ノ事業

(ト) 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

第十四條 前條ノ工場、事業場又ハ事業ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業ニ付亦同ジ

一 前條第三號ノ事業ニシテ常時五人未滿ノ勞働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

三 削除

四 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

トヲ得

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第十三條ノ工場又ハ事業ガ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ工場又ハ事業ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

第十七條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

職員健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同法第二十六條第一項ノ認可アリタル場合ニ於テハ其ノ認可アリタル日ノ翌日ヨリ健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ取得ス

第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依リ被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得但シ職員健康保險又ハ船員保險ノ被保險者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條

前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保險料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ、第十三條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ又ハ職員健康保險若ハ船員保險ノ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第二十三條ノ第二項

保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者ニ非ザル者ヲシテ被保險者ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得

第二十七條 健康保險組合ハ事業主及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 第十四條第三項ノ規定ハ第二十八條、第二十九條及第三十一條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル被

保險者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療

養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキ

ハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十五條 被保險者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能

ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付

報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス但

シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル

場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサ

ルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支

給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

減額スルコトヲ得

第四十七條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一

ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ

保險給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過

シタルトキハ之ヲ爲サズ

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年ニ

至ル迄繼續シテ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ

爲スコトヲ得但シ其ノ保險給付ヲ始メタル日前勅

令ノ定ムル期間引續キ被保險者タリシ者ニ限ル

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖

モ療養ノ給付ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタ

第四十八條第一項

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前
條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ
對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

(左記略ス)

第四十九條第一項

被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ

維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料

トシテ被保險者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル

金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルト

キハ之ヲ三十圓トス

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ

二十圓ヲ、出產手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以

テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相

當スル金額ヲ支給ス

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ

助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者

ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出產手當金ハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、

負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險

者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間

繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ

得

第五十六條第一項

前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタル

トキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其

ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死

亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保

險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シ
タルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シ
タル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ
埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第五十七條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪

失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタ

ルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ

得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコ

トヲ得

第五十七條ノ二 前三條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タ

リシ者職員健康保險又ハ船員保險ノ被保險者ト爲

リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ爲

サズ

第六十一條 被保險者鬪爭、泥酔若ハ著シキ不行跡

ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督

者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルト

キハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコト

ヲ得

第六十二條第一項、第二項及第四項

被保險者又ハ被保險者タリシ者左ノ各號ノ一ニ該

當スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ其

ノ期間ニ係ル保險給付ハ之ヲ爲サズ

一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

二 本法施行區域外ニ在ルトキ

三 矯正院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメ

ラレタルトキ

四 監獄、留置場又ハ勞務場ニ拘禁又ハ留置セラ

レタルトキ
他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於

テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サズ

保險者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條第二項ノ補給金ヲ支給スルコトヲ妨ゲズ

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十九條ノ二 第六十條、第六十二條第一項及第二項、第六十五條並ニ第六十七條ノ規定ハ世帯員ニ之ヲ準用ス

第五十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ補給金ニ之ヲ準用ス

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十四條第一項

被保險者ノ負擔スベキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十六條 被保險者第六十二條第一項各號ノ一ニ

該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徵收セズ

第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條第一項

健康保險組合カ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ゲタルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

昭和十六年三月十一日法律第六十號勞働者年金保險法抄録

第十六條

健康保險法第十三條ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル勞働者ハ勞働者年金保險ノ被保險者トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時十人未滿ノ勞働者ヲ使用スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

二 勅令ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

三 女子

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル勞働者ハ地方長

官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ認可ヲ受ケ勞働者年金保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得

一 前條第一號、第二號又ハ第三號ノ規定ニ該當スル者

二 健康保險法第十四條第一項第二號ノ事業ニ使用セラルル者

三 前二號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル

事業ニ使用セラルル者

四 前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業及前二號ノ事業ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者

第十八條 第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ際同條ノ規定ニ依ル被保險者トシテ其ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ前條ノ認可アリタルモノト看做ス

三 前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ノ事業ト爲ルニ至リタルトキ

第二十四條第三項

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ其ノ資格ヲ取得シタル者ニ對シテ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ前後ノ被保險者タリシ期間ハ之ヲ合算ス但シ左ニ掲グル期間ハ之ヲ合算セズ

二 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル實期間六月未滿ナルトキハ其ノ期間

所得稅法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる所得稅法中改正法律は昭和十七年二月二十三日付官報を以て公布、昭和十七年四月一日より施行されることとなつたが、既に前號本欄所報の如く本改正は一般的増稅を斷行せる反面、稅制度に於ける人口政策的考慮は扶養家族に對する控除規定に關し一層の擴充強化を示すに到つた。改正法律中特に扶養家族控除及び生命保險加入に

5,000	25,000	15,000	10,000	7,000	5,000	3,000	2,000	1,500	1,000
10,000	50,000	30,000	20,000	15,000	10,000	7,000	5,000	3,000	2,000
20,000	100,000	60,000	40,000	30,000	20,000	15,000	10,000	7,000	5,000
30,000	150,000	90,000	60,000	45,000	30,000	22,500	15,000	11,250	7,500
40,000	200,000	120,000	80,000	60,000	40,000	30,000	20,000	15,000	10,000
50,000	250,000	150,000	100,000	75,000	50,000	37,500	25,000	18,750	12,500
60,000	300,000	180,000	120,000	90,000	60,000	45,000	30,000	22,500	15,000
70,000	350,000	210,000	140,000	105,000	70,000	52,500	35,000	26,250	17,500
80,000	400,000	240,000	160,000	120,000	80,000	60,000	40,000	30,000	20,000
90,000	450,000	270,000	180,000	135,000	90,000	67,500	45,000	33,750	22,500
100,000	500,000	300,000	200,000	150,000	100,000	75,000	50,000	37,500	25,000

恩給法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協賛を經たる恩給法中改正法律は昭和十七年二月二十日付官報を以て公布せられた。本誌前號本欄豫報の如く、本改正中特に人口政策的考慮を加味せられた遺族數による扶助料累増規定に關する條項を抄録すれば次の如くである。

恩給法中改正法律 (昭和十七年二月十九日) (法律第三十四號)

恩給法中左ノ通改正ス

第七十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後認知ノ裁判アリテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ子トシテ認知セラレタル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十四條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

第七十五條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一

項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
 公務員カ死亡ノ際二級以上昇級シタル場合ニ於テ前項第二號又ハ第三號ノ規定ニ依リ別表第五號表又ハ第六號表ノ率ヲ乘スヘキトキハ當該公務員ノ死亡ノ際一級昇級シタルトキ乘スヘキ率ヲ乘ス
 同條ニ左ノ一項ヲ加フ
 前項ノ規定ニ依リ別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル扶助料年額カ在職年數及死亡ノ原因同一ニシテ上位ノ階等ノ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ

遺族ニ給スヘキ扶助料年額ニ遺族ノ員數同一ナル場合ノ同表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ヲ減シタル金額ヲ以テ其ノ扶助料年額トス
 第九十一條第二項中「關東局職員」ヲ「關東局部内ノ職員」ニ改ム
 別表第五號表ヲ左ノ如ク改ム [略]
 別表第六號表ヲ左ノ如ク改ム [略]
 別表第八號表ヲ左ノ如ク改ム

第八號表

階級 遺族 等	親任		奏任		判任
	親任	奏任	奏任	判任	
三 人	○・五割	一・〇割	二・〇割	二・〇割	二・五割
遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付親任勅任ノ者、勅任待遇者及將官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、高等官三等乃至五等ノ者、同待遇者及佐官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、高等官六等以下ノ者、同待遇者及尉官以下ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス					

附則

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受ケベキ者ニシテ本法所定ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料

ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス
〔參照〕

大正十二年^{四月十四日}法律第四十八號恩給法抄錄
第七十二條第一項及第三項

本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ
祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシ
テ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同
一戶籍内ニ在ルモノヲ謂フ

戶籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届出人死亡シ其ノ死
亡後委託ニ基ク届出カ受理セラレ又ハ戶籍届書ヲ
郵送シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後届書カ受
理セラレタルトキ其ノ届出カ他ノ法令ニ依リ届出
人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サル場合ニ
於テハ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者
ト同一戶籍内ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子
又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付
テハ當該届出カ届出人ノ死亡後二年内ニ受理セラ
レタルトキニ限り届出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員又
ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、
子又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戶籍内ニ在リタル
モノト看做ス

第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準
スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料
ハ委託又ハ郵便ニ依ル戶籍届出ノ受理ノ日ヨリ之
ヲ給ス

第七十五條第一項及第二項

扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一 第二號乃至第四號ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩
給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準
スヘキ公務員ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキ

ハ前號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依
リ定メタル別表第五號表ノ率ヲ乘シタル金額

三 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務員ニ因ル傷
痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依
ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第

六號表ノ率ヲ乘シタル金額

四 増加恩給ヲ併給セラルル者公務員ニ起因スル傷
痍疾病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ第一號ノ
規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタ

ル別表第七號表ノ率ヲ乘シタル金額

前項第二號乃至第四號ニ規定スル場合ニ於テ扶助
料ヲ受クル者ノ同一戶籍内ニ扶助料ヲ受クヘキ要

件ヲ具フル遺族カ扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以
上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ

定メタル別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給
ス但シ同一戶籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上ア

ル場合及二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合
ニ於ケル加給ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

食糧管理法の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる食糧管理法は昭

和十七年二月二十一日付官報を以て公布を見たが、之
を掲ぐれば次の如くで、米、麥等の主要食糧の政府買上

げを第一とし、その他主要食糧の配給機構の整備、非
常時用食糧の一元的貯蔵等を中心として主要食糧の國

家管理體制を強化せんとするものである。

食糧管理法 (昭和十七年二月二十日 法律第四十號)

第一條 本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖
ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ
統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、稗麥、
小麥其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ

第三條 米穀、大麥、稗麥又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)
ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ

受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小
作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモ

ノヲ政府ニ賣渡スベシ
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ

テ之ヲ定ム
第四條 政府ハ其ノ買入レタル米麥ヲ食糧營團又ハ政
府ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ

テ之ヲ定ム
第五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米麥以外ノ主
要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時
價ニ準據シテ之ヲ定ム

第六條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸
入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目

的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ政

府之ヲ定ム

第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ貸付又ハ交付ヲ爲スコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貯藏、交換、加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第八條 第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ者ガ政府ニ賣渡スベキ米麥ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 米麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ米麥ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米麥ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政府之ヲ定ム
政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ期間ヲ指定シ米麥以外ノ主要食糧ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
第十二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ主要食糧ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第十三條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十四條 食糧營團ハ法人トシ政府之ヲ監督ス
食糧營團ハ中央食糧營團及地方食糧營團トス
食糧營團ニ非ザル者ハ食糧營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 中央食糧營團ハ政府ノ定ムル食糧配給計畫ニ基キ主要食糧ヲ配給スルト共ニ政府ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス
中央食糧營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
中央食糧營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第十六條 中央食糧營團ノ資本金ハ一億圓トシ之ヲ二百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ五十圓トス但シ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ五千萬圓ヲ限リ中央食糧營團ニ出資スベシ
政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第十七條 中央食糧營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第十八條 中央食糧營團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ

第十九條 中央食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス
一 主要食糧ノ買入
二 地方食糧營團又ハ政府ノ指定スル者ニ對スル主要食糧ノ賣渡
三 政府ノ指定スル食糧ノ貯藏
四 政府ノ指定スル主要食糧ノ加工、製造及保管
五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
六 前各號ノ外中央食糧營團ノ目的達成上必要ナル事業

中央食糧營團前項第五號又ハ第六號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
中央食糧營團ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ズ

第二十條 政府ハ中央食糧營團ニ對シ主要食糧ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他業務ニ關シ公益上必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 中央食糧營團ハ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ寄託ヲ受ケタル物ニ付倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得
商業組合法第三條ノ六第二項第三項、第三條ノ七、第三條ノ八第一項第二項本文及第三條ノ九ノ規定ハ前項ノ倉荷證券ニ付之ヲ準用ス但シ同法第三條ノ七、第三條ノ八第一項及第三條ノ九中商業組合倉庫證券トアルハ食糧營團倉庫證券トス

政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ米麥以外ノ主要食糧ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第二十二條 中央食糧營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ食糧營團債券ヲ發行スルコトヲ得

政府ハ食糧營團債券ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十三條 中央食糧營團ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ主要食糧ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ主要食糧ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

政府ハ主要食糧ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ同項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 中央食糧營團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 地方食糧營團ハ地方長官(樺太廳長官ヲ含ム以下同ジ)ノ定ムル食糧配給計畫ニ基キ地方ノ主要食糧ヲ配給スルト共ニ地方長官ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

地方食糧營團ノ名稱、資本金及主タル事務所ノ所在地ハ政府之ヲ定ム

地方食糧營團ノ名稱ニハ其ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣ノ名(樺太ニ在リテハ樺太)ヲ冠ス

政府ハ樺太ニ地方食糧營團ヲ設立セシムル場合ニ於テハ八百萬圓ヲ限り之ニ出資スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出資ハ樺太廳特別會計ノ歳出トシ之ニ因リ取得シタル出資證券ハ同會計ノ所屬物件トス

第十六條第三項ノ規定ハ第四項ノ規定ニ依ル出資ノ出資金拂込ニ之ヲ準用ス

第二十六條 中央食糧營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ地方食糧營團ニ出資スルコトヲ得

第十六條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル出資ノ出資金拂込ニ之ヲ準用ス

第二十七條 地方食糧營團ニ理事長一人、理事三人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ置キ地方長官之ヲ命ズ

第二十八條 地方食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一 主要食糧ノ買入及賣渡
- 二 地方長官ノ指定スル食糧ノ貯藏
- 三 地方長官ノ指定スル主要食糧ノ加工及製造
- 四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
- 五 前各號ノ外地方長官ノ指定スル主要食糧ノ保管其ノ他地方食糧營團ノ目的達成上必要ナル事業

地方食糧營團前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十九條 第十五條第三項、第十七條、第十九條第三項、第二十條、第二十一條、第二十三條及第二十四條ノ規定ハ地方食糧營團ニ付之ヲ準用ス

第三十條 農地開發法第八條、第十條乃至第十四條、第十七條、第十九條、第二十條後段、第二十一條、第二十二條第二項第三項、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條乃至第三十七條及第三十九條乃至第四十一條ノ規定ハ食糧營團ニ付之ヲ準用ス

但シ同法第十二條第一項、第十三條第二項、第二十一條、第二十七條、第三十五條、第三十七條第二項、第三十九條、第四十條第一項及第四十一條中主務大臣トアルハ政府トシ同法第十九條第二項中副理事長ハトアルハ地方食糧營團ニ付テハ理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リトシ同法第四十條中農地開發營團監

理官トアルハ食糧營團監理官トス

第三十一條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第一項又ハ第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者

前項第二號ノ場合ニ於テ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入シタル主要食糧ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十四條 第二十三條第二項(第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
- 二 第八條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者
- 三 第十三條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十六條 第十三條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百

圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、

使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ

第三十一條、第三十二條、第三十四條又ハ第三十五

條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外

其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十八條 食糧營團ノ總裁、副總裁、理事長、理

事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又

ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役

又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ

又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又

ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ

其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其

ノ價額ヲ追徴ス

第三十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付

シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲

役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減

輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十條 食糧營團本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁、

理事長、總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁又ハ

理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ五千圓以下

ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキ

ハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第四十一條 食糧營團ノ總裁、副總裁、理事長又ハ業

務ヲ分掌スル理事第三十條ニ於テ準用スル農地開發

法第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務ニ從事シタル

トキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 第十四條第三項ノ規定ニ違反シ食糧營團

又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過

料ニ處ス

第四十三條 本法ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

樞太ニ適用セザルコトヲ得

樞太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シ

テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

附則

第四十四條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

第四十五條 左ニ掲グル法律ハ之ヲ廢止ス

一 農產物検査法

二 米穀統制法

三 米穀自治管理法

四 米穀配給統制法

五 糶共同貯藏助成法

六 政府所有米穀特別處理法

七 昭和九年法律第五十二號

八 昭和十二年法律第九十號

前項ニ掲グル法律廢止前當該法律ノ罰則ヲ適用スベ

カリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一項ニ掲グル法律ノ廢止ニ關シ必要ナル規定ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中央食糧營團ノ設

立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受

クベシ

政府ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ第十九條第一項

ニ掲グル事業ト同種ノ事業ヲ行フ株式會社、商業組

合、商業組合聯合會、工業組合又ハ工業組合聯合會

ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

ルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル法人ハ中央食糧營團成立ノ時

解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ中央食糧營團之ヲ

承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關

スル規定ハ之ヲ其ノ法人ニ適用セズ

第四十八條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委

員ハ政府ノ引受ケタル出資及勅令ノ定ムル所ニ依リ

政府ノ認可ヲ受ケ同條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ株

式又ハ出資ニ引當テタル出資ヲ控除シタル殘餘ノ出

資ニ付投資者ヲ募集スベシ

政府ハ前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ食糧配給事

業評價委員會ノ議ヲ經ベシ

食糧配給事業評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

第四十九條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキ

ハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ檢査ヲ受ケタル後遲滞ナク出資第

一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ

招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其

ノ事務ヲ中央食糧營團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總

裁、理事及監事ノ全員ハ主たる事務所ノ所在地ニ於

テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

中央食糧營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十條 本法ニ規定スルモノノ外中央食糧營團ノ設立及第四十七條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 前五條ノ規定ハ地方食糧營團ニ付之ヲ準用ス但シ第四十七條第二項中第十九條第一項トアルハ第二十八條第一項トス

第五十二條 第四十七條第三項ノ規定ニ依リ解散シタル商業組合又ハ商業組合聯合會ノ發行シタル倉荷證券アルトキハ之ヲ當該商業組合又ハ商業組合聯合會ノ權利義務ヲ承繼シタル食糧營團ノ發行シタル倉荷證券ト看做ス

第五十三條 登錄稅法中左ノ通改正ス

第五條ノ二 中央食糧營團カ食糧營團債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

一 食糧營團債券又ハ其ノ第三回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ二

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登錄稅ヲ納ムヘシ

第十九條第七號中「農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團」ヲ、「農地開發法」ノ下ニ「食糧管理法」ヲ加フ

第五十四條 印紙稅法第五條中第五號ノ二ヲ第五號ノ三、第五號ノ三ヲ第五號ノ四トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 食糧營團ノ發スル出資證券及食糧營團債券

第五十五條 產業組合中央金庫法第十五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

五 食糧營團其ノ他農林水產業ニ關スル事業ヲ營

ム法人ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ爲スコト

第五十六條 商工組合中央金庫法第二十九條第一項第三號中「又ハ自動車運送事業組合聯合會」ヲ「自動車運送事業組合聯合會又ハ食糧營團」ニ改ム

第五十七條 第十四條第三項ノ規定施行ノ際現ニ食糧營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ使用スル者ハ同項ノ規定施行後六月以內ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十二條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

〔參照〕

明治二十九年三月二十日公布法律第二十七號登錄稅法抄錄

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス但シ

第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、農地開發營團、產業組合、產業組合聯合會、商業組合中央會、國民更生金庫、庶民金庫、帝都高速度交通營團、住宅營團、產業設備營團、蠶絲共同施設組合、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商業組合中央會、貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會、造船組合、造船組合聯合會、海運組合、海運組合聯合會、肥料製造業組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會ニ付恩給金庫法、農地開發法、產業

組合法、國民更生金庫法、庶民金庫法、帝都高速度交通營團法、住宅營團法、產業設備營團法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法、造船事業法、海運組合法、重要肥料業統制法、自動車交通事業法又ハ貸家組合法ニ基キテ爲ス登記

明治三十二年三月十日公布法律第五十四號印紙稅法抄錄

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

〔左記略ス〕

大正二年四月六日公布法律第四十二號產業組合中央金庫法抄錄

第十五條第一項 產業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

〔左記略ス〕

昭和十一年五月二十日法律第十四號商工組合中央金庫法抄錄

第二十九條第一項 商工組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

三 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

昭和九年十二月十日法律第五十二號ハ凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ關スル件及同十二年九月十日法律第九十號ハ米穀ノ應急措置ニ關スル件ナリ